

官報 号外

平成十二年四月二十一日

○第四百七回 参議院會議録第十九号

平成十二年四月二十一日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十九号

平成十二年四月二十一日

午前十時開議

第一 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)

第二 教育公務員特例法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 河川法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 民事法律扶助法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、新議員の紹介

一、請暇の件

一、預金保険法等の一部を改正する法律案及び保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。この際、新たに議席に着かれた議員を御紹介いたします。

議席第五百五十九番、選挙区選出議員、熊本県選出、魚住汎英君。

(魚住汎英君起立、拍手)

○議長(斎藤十朗君) 議長は、本院規則第三十条の規定により、魚住汎英君を労働・社会政策委員に指名いたします。

○議長(斎藤十朗君) この際、お諮りいたします。有馬朗人君から海外渡航のため来る二十四日から八日間の請暇の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、預金保険法等の一部を改正する法律案及び保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。宮澤大蔵大臣。

(宮澤大臣宮澤喜一君登壇、拍手)

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま議題となりました預金保険法等の一部を改正する法律案及び保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この二つの法案は、金融システムの安定化と利用者の保護を図るため、国民の基本的な貯蓄であり生活保障の手段でもある預金及び保険について、ともに、破綻処理制度の拡充、セーフティネットの財源の充実及び経営基盤の強化手段の整備を行うものであります。

まず、預金保険法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

我が国の金融システムは、預金保険法、金融機能再生法及び金融機能早期健全化法の枠組みを用いて官民一体となって不良債権の処理や金融機関の再編、整理等に集中的に取り組んだ結果、安定化してきております。

このような状況のもと、金融機関の破綻処理のための恒久的な制度を整備するとともに、交付国債の増額及び預金等全額保護の特例措置の一年延長等を行うことに加え、当該特例措置終了に向けての環境整備の一環として協同組織金融機関の経営基盤の強化のための措置をあわせて講ずることにより、我が国の金融の機能の一層の安定化及び破綻金融機関の的確な処理を図るため、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、平成十三年四月以降の金融機関の破綻処理制度として、破綻処理の迅速化、多様化を図るため、破綻金融機関に係る合併等に対する資金援助の適用範囲を拡大するとともに、破綻金融機関に対する金融整理管理人による管理、破綻金融機関の業務承継、金融危機に対応するための措置等の制度を設けることとしております。また、金

融機関について民事再生手続の特例等を設けることとしております。

第二に、預金保険機構に交付する国債を、既に交付している七兆円に追加して六兆円増額するほか、平成十三年三月末までとなっている預金等全額保護の特例措置を一年延長し、平成十四年三月末までとするともに、流動性預金については、当該特例措置終了後も、平成十五年三月末までの一年間、全額保護することとしております。

第三に、協同組織金融機関の経営基盤の強化を図るため、個別の協同組織金融機関による優先出資の発行を可能とし、これらの金融機関について、金融機能早期健全化法に基づく資本増強の適用要件を見直した上で、その適用期限を一年延長するとともに、平成八年の預金保険法改正前の破綻処理に伴う債権回収事務を整理回収機構に円滑に一元化するための措置を講ずることとしております。

次に、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

我が国の保険業を取り巻く環境は厳しいものとなっており、各保険会社においては、競争力の強化、事業の効率化と同時に、一層の経営の健全化の確保が必要な状況にあります。

このような状況のもと、相互会社から株式会社への組織変更に関する規定の見直しを行うほか、保険契約者等を保護するための特別の措置等を整備するとともに、相互会社の更生手続の特例等を設け、さらに、生命保険契約者保護機構の借り入れに対する政府保証を可能とする措置の恒久化を図ること等により、保険会社の経営基盤の強化及び破綻保険会社の的確な処理を図るため、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、保険相互会社について自己資本の充実、再編等が円滑に行われ得るよう、相互会社から株式会社への組織変更に関する規定を見直し、

平成十二年四月二十一日 参議院會議録第十九号

預金保険法等の一部を改正する法律案及び保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

二

端株の一括売却制度の導入により売却代金の交付による社員への補償を可能とすることとしております。また、組織変更と同時の株式発行等による資本増強を可能とすることとしております。

第二に、破綻処理の迅速化、多様化を図るため、保険契約者保護機構の子会社である承継保険会社による保険契約の承継等を可能とすることとしております。また、株式会社のみを対象としている更生手続について相互会社への適用を可能とするとともに、保険会社の更生手続の特例として、監督庁による更生手続開始の申し立て等を可能とすることとしております。

第三に、これまでの破綻処理により基盤の揺らいだ生命保険契約者保護機構のセーフティネットとしての機能の維持を図るため、生命保険会社各社の負担能力を超える等の場合には、平成十五年三月末までに破綻した生命保険会社の破綻処理費用について政府による補助を可能とするとともに、生命保険契約者保護機構の借り入れに対する政府保証を可能とする措置の恒久化を図ることとしております。

以上、預金保険法等の一部を改正する法律案及び保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。築瀬進君。

(築瀬進君登壇、拍手)

○築瀬進君 私は、民主党・新緑風会を代表して、預金保険法等の一部を改正する法律案、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について、森総理及び関係大臣に対し質問をいたします。誠実な御答弁をどうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、現在、世界で起こっている急激な金融シ

ステムの大変動について総理の認識をお伺いいたします。

八〇年代後半に米国で始まった金融再編の流れは、欧州の金融業界を巻き込み、世界に波及しました。

最近では、ドイチエバンクが米国八位のバンク・オブ・アメリカを買収、その内容を発表いたしました。これが実現するとすれば、ドイチエバンクはUBSやシティグループを抜いて世界最大の銀行となります。

こうしたハイスピードかつスケールの大きい流れに對し、我が国の金融業界も、グループの垣根を越えた大手銀行同士の合併や統合に取り組み始めているのは御案内のとおりであります。現在、大手銀行は都銀五グループを軸に集約化されつつあり、金融再編が急速に進んでおります。

まずは総理にお尋ねしますが、二十一世紀の世界と日本の金融業界が一体どのような姿になるとお考えか、さらに、現在のこの急激な世界的な金融再編の原因がどこにあるとお考えのか、総理の認識をお伺いいたします。

さて、私なりにこの世界的な金融システムの大変動の要因を考えますと、それはIT革命の金融業界への反映であると考えます。

例えば、一九八〇年代において、アメリカの工学部を出たエリートたちはその主な就職先を軍需産業に求めていました。しかし、九〇年代になり冷戦構造の終えんによる軍需産業の長期的な低落化、これを見越した彼らは、その関心を徐々に金融業、ウォール街に向けていきます。コンピュータの大量処理能力と経済学、これが一体となった新たな金融テクノロジーがここにおいて誕生いたしました。まさにIT革命の旗手として彼らはウォール街を闊歩するようになりました。そして、それは世界の金融の姿を革命的に現在に至るまで変え続けています。

一方、我が国はどうだったでしょうか。

八〇年代のたまさかの成功に浮かれ、IT革命の金融にもたらす本質的な変化をとらえることができなかったのではないのでしょうか。コンピュータの生み出す金融新商品の開発力は今もって低レベルにあります。さらに九〇年代は、不良債権処理というバブル崩壊の後始末に忙殺されることになりました。その結果、我が国の金融業界は欧米の一流銀行に比較してあらゆる面で大きく立ちおくれることになってしまったのです。

例えば、その顕著な例を挙げますと、金融ビジネス特許における日米間の圧倒的な格差にそれを求めることができると思います。

米国の金融業界は、コンピュータを駆使し、例えばデリバティブあるいはセキュリティゼーションと言われる証券化の技術、さらには担保つき金融新商品の開発など多くの特許を生み出しています。

これに對し我が国はどうでありましょうか。我が国の金融業界では、セキュリティゼーションについてもまたデリバティブについても、今もって特許の出願さえない状況であります。

国民の旺盛な貯蓄性向に支えられた、あるいは救われている巨額な預金のみを誇っても、金融のグローバル化の荒波に打ち勝つための新しい武器は実は我が国にはありません。そして、このような我が国の金融業界のいびつな後進性をつくった最大の背景は、まさに政治家癒着の構造であり、護送船団主義であったことは言うまでもありません。にもかかわらず、政府はペイオフの先送りを再びしようとしたしております。歴史の教訓を一切学ぼうとしないその姿勢にはまさに絶望をすら感じます。

そこで、お聞きしたい。

このような現状をどのように受けとめ、我が国はそれにどう対応していくべきなのか、大蔵大臣にお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

さて、このような金融改革のおくれをさらに助

長してきたのは、与党自民党と金融業界の癒着にあったことは言うまでもありません。

まず、癒着のケーススタディーの第一。昨年暮れ、私は信じられない報道を聞きまし。何と、自民党が大手銀行十行に政治献金を要請しようとしているとの報道であります。

言うまでもなく、それらの銀行には公的資金がたつぷりと投入されています。これがもし現実のものとなれば、国民の税金の上前をはねるのと変わりないではありませんか。最終的にこのことは断念されたようではありますが、一昨年春、大手銀行に對し何ら責任を問うこともなく一兆八千億円もの公的資金を投入したのも、自民党が銀行業界に手心を加えたものではないかと大いなる世論の批判を浴びたところであります。

まず、この問題について、当時自民党の幹事長であった総理から真偽のほどをお答え願います。次に、癒着のケーススタディー第二であります。

ことしになって、いわゆる越智前金融再生委員長の金融検査に絡むいわゆる手心発言が問題になりました。そのとき幹事長であった総理は何とおっしゃったか。この発言について、そんなに間違った発言だとは受けとめられないなどと述べたと伝えられております。

越智氏の手心発言は、何よりも透明性が求められる金融行政の信頼性を大きく失墜させることになる。さらには金融再生委員長の職務の本質を全く理解していない完全に間違った発言であることは言うまでもありません。このような重大な発言について、それほど間違っていないなどという認識を現在も総理がお持ち続けであるとするとすれば、これは到底看過できない問題であります。今でもその考えに変わりはないのか、お尋ねをいたします。

最後に、癒着のケーススタディーの第三を挙げてみます。先週末のニューヨーク株式市場の株価暴落に端

を發し、東京市場でも株価が暴落をいたしました。あろうことか、この事態に慌てた与党の政策責任者は、郵便貯金や簡易保険などの公的資金を使った一兆円規模の株価操作、言うならばブライ・ス・キーピング・オペレーションをすべきだと言ひ出したではありませんか。

公的資金を投入して人為的に株式市場に介入するなどといったアナクロニズム、こんな手法は、市場原理を全く無視したものであるどころか、さらに一切効果がないということはもう実証済みであります。今回の騒ぎが単なる口先介入なのか、それとも場合によっては実行することもあり得るのか、総理のお考えを明確にお聞かせいただきたいと思ひます。

さて、今回の東京市場での株価暴落は、単にニューヨーク市場での株価暴落を受けた一時的なものではありません。まさに構造改革を先送りしてきたツケが回ってきたものではないでしょうか。そしてこの先送りを象徴するものが今回提出された預金保険法の改正案であります。

一昨年の金融国会において民主党は、いわゆるペイオフの凍結が解除される二〇〇一年の三月末までに不良債権処理を完了させる、そして金融不安を一掃させ、日本の金融システムに対する諸外国の信頼を回復する、それを主張いたしました。何よりも改革のスピードが要求されます。六十兆円という巨額の公的資金の投入を我が党が認めたのも、まさにこのスピードに期待をしたからであります。

しかしながら、政府は、国際的にも公約したはずのペイオフの凍結解除を、与党内の選挙目当ての声に押されて、一年間先送りしようとしていた。総理は、所信表明演説で構造改革を強力に推進するとおっしゃったはずであります。とするなら、ペイオフ凍結解除の一年先送りについて、まだまだ遅くはありません、撤回なさったらどうですか。お尋ねさせていただきます。

また、ペイオフの凍結解除は予定どおり実施す

ると公言していた大蔵大臣にお尋ねいたします。みずから約束された公約は一体どこに行ったのでしょうか。また、なぜ国際公約を破ってまでペイオフ凍結解除を一年先送りにしなければならなかったのか、国民に納得のいく御説明をしつかりといただきたいと思ひます。

ところで、政界との癒着も取りざたされたアイ・イー・グループが関与した東京協和信組と安全信組を含む三信組の破綻処理に伴う損失は一千億円にも上ると聞いております。その処理策について、監督官庁である東京都との間で長らく処理策が協議されてきましたが、東京都が最終的に負担を拒否したことから、今回の法改正によって国がすべての責任を負うという結果となってしまうのであります。十分な論議もなく、地域的な金融機関の処理コストを全国民に押しつけるのは全く筋違いであります。

東京都との協議の経緯とこのような結論に至った理由について、大蔵大臣あるいは金融再生委員長から明確な御説明をお願いしたい。あわせて、東京協和、安全二信組の破綻の原因となったアイ・イー・グループに対する刑事・民事上の責任追及の経緯についても御説明をお願いいたします。

さて、長銀の処理についてもさまざまな問題点が見えてまいりました。最近、大手流通会社のそごうが総額六千三百九十億円の債務免除を銀行団に対し要請したと報道されております。グループ全体で一兆七千四百十二億円の借入金のうち、特別公的管理が終了した長銀からの借入金は一兆五千億円の巨額に上ると言われています。

ところで、ニュー・LTCB・パートナーズに売却後のいわゆる新生長銀との契約には、貸出関連資産の瑕疵担保特約なるものがあると聞いています。これは、貸出関連資産に三年以内に二割以上の価値の減少が認められた場合は、新生長銀は当該資産の譲り受けを解除できるという特約であります。

預金保険法等の一部を改正する法律案及び保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

ります。つまり、新生長銀が譲り受けたそごうグループに対する貸出金三千五百億円について四百十億円の減価、いわゆる損失発生が見込まれる場合は、新生長銀は、そごうグループに対する貸し金債権を国に買い戻すように求めることができることになるはずであります。

そこで、金融再生委員長にお伺ひしますが、新生長銀からそごうに対する貸し金債権の買い戻しを求められた場合、どのような対応をなされるお考えなのか。さて、今回の預金保険法の改正の内容を見ると、金融業界への幾つかの重大な手心が加えられていきます。まず第一の手心は、ディスクロージャーの弱体化であります。

金融再生法には、金融機関の財務内容の透明性を確保するため、厳格な資産査定とその公表義務を課しております。しかしながら、金融再生法の金融整理管財人制度、あるいはいわゆるブリッジバンク制度、あるいは特別公的管理銀行制度が預金保険法に移行されるに当たって、実はこれらの規定は跡形もなく消えてしまいました。まさに業界に優しい手心を加えているのではないのでしょうか。

ペイオフが預金者に厳しい自己責任を求めるという意味合いを持つものであることを考えれば、金融機関にディスクロージャーを徹底させることは当然のことではありませんか。これをいたすなら、弱めようとする。なぜこの規定が抜け落ちたのか、大蔵大臣の釈明を求めます。

第二の手心は、公的資金投入の歯どめが弱体化していることでもあります。例えば、いわゆるシステミックリスク、システム危機が予想される場合の例外的措置として、早期健全化法に基づく資本増強、あるいは二〇〇二年三月末までの時限措置となっているペイオフコストを超える特別資金援助、あるいは金融再生法の特別公的管理銀行制度に相当する特別危機管

理銀行制度が預金保険法に移行されることとなっております。しかし、このシステミックリスクの定義があいまいにされているのが問題です。すなわち、金融再生法では他の金融機関の連鎖的な破綻を発生させるおそれ等の具体的な規定を置いておりますけれども、預金保険法ではこれを極めて抽象化、簡素化しております。そして裁量の余地を大きく残している。ペイオフコストを超える特別資金援助も、もしシステミックリスクのおそれがあるときは可能だ、あるいはそしてシステミックリスクの認定が極めて裁量的だということになると、永遠にペイオフを実施しない、永遠に金融システムの改革の先送りが可能となるのではないのでしょうか。まさにこれは、ペイオフ制度そのものが換骨奪胎されたと言つて過言ありません。

しかも、預金保険料だけで危機対応業務に係る費用を賄えない場合、政府は財政措置を講ずることができるとされた結果、国民負担は際限なく増加するおそれがあります。

そこで、本法案で想定しているシステミックリスクとはどのような事態を指すのか、また国民負担の際限のない増加につながるおそれはないのか、大蔵大臣にお尋ねいたします。

次に、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案についてお尋ねいたします。

まず、問題の背景となっている政府の異常なゼロ金利政策についてお尋ねいたします。

生命保険各社は、現在業界全体で何と一兆六千億円の逆ざやに苦しんでいると聞いております。政府が銀行救済のために超超低金利政策が、実は生命保険業界の経営悪化の重要な一因となっていることがこれによって明らかとなるのであります。

ところで、ゼロ金利政策が直撃しているのは生命保険業界だけではなく、預金者、とりわけ高齢者の生活を苦しめていることは言うまでもありません。

平成十二年四月二十一日 参議院會議録第十九号

預金保険法等の一部を改正する法律案及び保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

四

ません。超低金利政策がどれだけ家計から利子所得を奪い取ったか。一九九一年度の家計の利子所得は三十二兆円もありました。しかし、六年後の一九九七年にはこれが十九兆円にまで激減しております。その間、銀行の業務純利益は三兆円から六兆円に倍増している。まさに超低金利政策は、多くの預金者の犠牲の上で金融業界を救済しているといった構図が明らかとなっております。先週、日銀の速水総裁はゼロ金利政策の解除に言及しました。G7などで批判が相次ぎ、結局はゼロ金利政策の継続を国際的に約束せられたと報道されています。

これについてはきょうの新聞でも話題になっておりました。何と、選挙目前の株価のために、このゼロ金利政策に対する日銀の自律的な変更というふうなものに自民党がさおそろうとしている、こういうふうな状況があらわれているわけであります。

さて、このようなゼロ金利政策の継続を国際的に約束せられたといった報道、その間の経緯について宮澤大蔵大臣から御説明願いたい。

また、総理にお聞きしますが、ゼロ金利政策という史上例のない金融政策をいつまでお続けになる考えなのか、お答え願います。

さて、今回の改正の最も重要な点は、生命保険会社の破綻処理費用として四千億円もの公的資金を投入することにあります。しかし、これは先ほども申し上げたとおり、超低金利政策という銀行救済のツケが保険業界に回って、さらに最後にそのツケが国民に回っているということと同じではありません。

そこで、公的資金を投入する理由について総理から国民に対してきちんとした説明をすべきであると考えますが、いかがでありますでしょうか。

さらに、これだけの公的資金投入の前提として、生命保険会社の経営の実態について国民に正確な情報の開示が必要と考えます。金融再生委員長から御説明をお願いしたい。

最後に、衆議院において、民主党は日本版ペコラ委員会ともいうべき金融問題監視院の設置を主張いたしました。

言うまでもなく、ペコラ委員会は、一九三〇年代、米国で金融犯罪の解明を目的として設置されたものであります。そして、米国においては大きな成果を上げたと言われている。我が国の九〇年代を暗く惨めなものにおとしめたバブル崩壊という歴史に残る大失敗を二度と繰り返さないためにも、この間の金融行政の総括は必要不可欠であると考えます。

総理の御見解をお聞きいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣森喜朗君登壇、拍手)

○国務大臣(森喜朗君) 二十一世紀の金融業界の姿についてのお尋ねがございました。

現在、世界的に金融再編が進んでおりまして、我が国におきましても、金融システムについて抜本的な自由化を図るとともに、持ち株会社の活用等、組織再編も含めた経営戦略を行うための枠組みを整備しているところであります。こうした枠組みのもとで、昨年より、大手金融機関の統合等が相次いで行われております。

二十一世紀におきましても金融再編の動きはさらに加速すると考えられ、各金融機関がみずからの判断に基づき、経営の効率化や組織再編など創意工夫を発揮し、利用者のニーズに応じた特色ある経営を行っていくことを期待いたしております。

公的資金投入銀行に対して自民党が献金要請を行ったとの報道についてお尋ねがございました。私は、昨年暮れ、そのような報道があった際、自民党幹事長の立場にございましたが、自民党では平成十年十月から公的資金投入銀行からの一切の寄附を自粛しており、報道のように自民党が公的資金の投入を受けた銀行に対し献金の要請を行ったという事実は全くありません。

越智前金融再生委員会委員長の発言に關してのお尋ねですが、前委員長の発言に対する私の発言の趣旨は、金融行政を進めていくに当たって、一般論として、金融機関や地域の実情について耳を傾け、行政側として独善に陥らないように常に心がけるべきであるという考えによるものであります。そうした実情を把握しつつ、公正なルールに基づいて透明な行政を行っていくかなければならないということは当然のことと考えております。

郵便貯金等の公的資金を使った株価維持策についてのお尋ねがありました。

郵便貯金等の運用については、それぞれの資金の有利運用等の観点から運用先の判断が行われるべきであると認識いたしております。

ペイオフ凍結解除の一年先送りを見直す考えはないかとお尋ねであります。ペイオフの解禁時期の問題につきましては、与党間における真摯な議論の末、昨年末、一年延期することが適当である旨の合意がなされたところであります。

我が国の経済を確実な安定軌道に乗せるためには、一部の中小金融機関について経営の一層の実態把握を図り、その改善を確実なものとする。こと等により、より強固な金融システムの構築を図る必要があります。

こうした観点から、政府といたしまして、与党間の合意も踏まえ、ペイオフ解禁の一年延長の措置をとることが適当と判断したところであります。したがって、ペイオフ解禁の一年延長を見直す考えはありません。

平成十四年三月末までの間に、与えられた枠組みを活用して、さらに強固な金融システムの構築を図るべく最大限の努力を行うことが重要であると考えております。

弱い状況にあり、金利の低下が企業や家計の借り入れ負担の減少等を通じて、設備投資や住宅投資、ひいては雇用等の面で景気の下支えに貢献していることも否定できないと考えております。

いづれにしても、金融市場調節方針の決定等の金融政策は、日本銀行の所管事項であり、日銀政策委員会金融政策決定会合において、現在の景気や金融市場の動向等を総合的に勘案しつつ、適切な対応がなされているものと考えております。

生命保険会社の破綻処理費用として公的資金を投入する理由についてのお尋ねがありました。

今回の生命保険契約者保護機構の財源対策は、今後、仮に生命保険会社の負担能力を超える破綻が生じた場合には、その破綻処理費用について時限的に政府による補助を可能とすることにより、保険契約者の保護及び生命保険に対する信頼の確保及び金融市場の不測の混乱の防止を図ろうとするものであります。

金融行政の総括についてのお尋ねであります。バブルの崩壊の過程の中で、長期化する景気の停滞とも相まって、体力が弱まった金融機関が相次いで破綻するという事態が生じました。

このような金融の危機的状況にあって、行政としての対応を行っていく中で、従来のいわゆる護送船団行政と言われる金融行政の姿勢が、今日振り返って見た場合、必ずしも妥当ではなかったという御指摘については重く受けとめているところであります。

このような経験や御批判を踏まえ、自己責任原則の徹底と市場規律を基軸とした透明かつ公正な金融行政への転換を図り、揺るぐことのない強い競争力を持った金融システムの構築へ向けて全力を挙げて取り組んでいるところであります。残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手)

○国務大臣(宮澤喜一君) 吹米に比べまして我が

国の金融業界が立ちおくれれているということについて御指摘がございまして、残念ながらもことにそのとおりであると思っております。

米国等では、金融あるいは情報分野でいろいろ技術革新がございまして、商品で申しますとデリバティブでございまして、あるいは金融ビジネスについての特許を実はとっております。

我が国でも、何とか金融システムの改革あるいは商品の自由化を図ろうとしておりまして、最近、入金照合サービスに関する特許というのを日本の銀行が取ったということはございまして、けれども、やはり極めて例外的でございまして、大変おくれしております。それをよく自覚しながら環境整備をしなければならぬ、随分おくれしておりますので非常な努力を必要とすると思っておりますが、そのような実情でございまして。

それから、ペイオフの解除につきましてお尋ねがございまして、これは以前に一度申し上げたことがあるかと存じますけれども、結局決定は昨年の暮れにいたしました。そのときに、全国の金融機関で信用組合が御承知のように残っておりますが、全国に三百ぐらいまだあるわけでございまして、けれども、これは従来都道府県の検査を受けておりましたので、国の検査を受けていない。

それがこの四月から初めて国の検査に入るといふ、そういう問題がございまして、今まで検査をしておりませんでしたので、実は信用組合というのはある意味で国の金融の中のちよっと端の方にあったという感じがございまして、ここで本当に検査を受けるということになれば、思い切った国の金融機関の中に検査をした後組み入れて、そして退場してもらうものは退場してもらう、あるいは早期是正をする、資金援助も必要なのがあるかもしれない、そういうことで思い切った、地方では一つ存在ですが、国からいえば今まで信用組合というのはあれが及んでおりませんでしたので、入れようというこの決心をいたしましたし

た。いたしました。検査が四月から始まるということは実際は六月でございまして、来年度の三月までにそれをやり切った改善措置を求める、あるいは処理をするということは事実上難しいと考えましたので、それならばそこを一年延ばそうと、信用組合だけを延ばすわけにいきませんからみんなを延ばしたわけでございまして。

このことは、去年の暮れにかなり短い時間で決まりましたものですから十分御理解を得られなかったのかもしれませんが、私としては、これによって別段失うところはないと考えております。何か国際的な信用がなくなるのではないかと、うおそれも報道されましたが、そういうこともなく、一年間で改めて信用組合を末端ではあるが国の信用のもとに置くということは将来に向かっていることであろう、このような決断をいたしました次第でございまして、御了解をいただきたいと思っております。

それから、金融機関のディスクロージャーについてのお尋ねがございまして、ディスクロージャーは当然金融機関の経営自身のために必要でございまして、また自由化された預金者としての責任原則にも必要なものでございまして、今年四月から全金融機関で業務及び財産の状況を連結決算ベースで開示することにいたしました、これには罰則がついております。

なお、お尋ねの金融再生法における資産査定等々の規定につきましては、この部分は時限法でございまして、永久立法になっておりますので、したがって現行法としてそのまま適用されることになりました。

それから、システムリスクについてお尋ねがございまして、法文をお読みいただきますと、審判員には当然おわかりいただいていると思いますが、これは一種の非常事態についての規定でありまして、この措置が講じられなければ我が国または当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障がある場合に、

例外的に金融危機対応会議、これは今後行政改革後に設けられる総理大臣の下での会議でございまして、金融危機対応会議の議を経た上で総理大臣が判断をし、その結果は国会に報告すると、重い規定の置いてございまして、一種の非常事態的な規定でございまして、その対応をそれ以上具体的に法文に書くということがなかなか難しいところでございますので、そういう重い判断にかからせたわけでございまして。

めったにこういうことがあつてはならないと考えられる種類の規定でございましてけれども、何もないということはしかしやはり問題があろうと思っております、このようにいたしました。

それから、最後の方で、G7において、我が国の金利政策に関してのお尋ねがございました。これは、いろいろ報道等もあつたわけでございまして、これはもとより日本銀行の決定するところでありまして、四月十日の日本銀行の政策委員会においてゼロ金利政策は当分続けるという正式な決定がなされております。その後で日本銀行総裁が、市場とのコミュニケーションが将来とも必要だという立場から今はそういう決定をした、しかし日本経済が回復の軌道に乗っていきばやがてこれは改めるときも来るであろう、そういう趣旨のことを言われたことが、多少誤解を国内に受けたいと思われまして。

ただ、ワシントンのG7におきましては、したがいまして総裁は四月十日の決定だけを述べられて、まして、そのあとの部分は別段述べられておりませんので、したがって、それが話題になり、あるいは政策の変更を迫られたというようなことは実際上ございませんでした。

以上であります。(拍手)

(国務大臣谷垣 一 君登壇、拍手)

○国務大臣(谷垣 二 君) 審判員にお答えをいたします。

過去の破綻信用組合処理の問題をめぐる東京都との協議と結論についてのお尋ねでございまして

が、金融当局といたしましては、信用組合の中央組織であるいわゆる全信組連の機能を強化していかねばならない、こういう観点から、東京都に対しまして、この問題については先送りすることなく基本的な解決を図る方針であることを説明いたしました。東京都にも御協力を求めてきたところでございまして、引き続き協議は続けてまいります。

なお、今回の法案の処理スキームにおきまして損失補てんでございまして、これは交付国債を財源として用いるものではございまして、金融機関からの保険料を用いてこれを行うこととしております。

それから次に、イ・アイ・イ・グループに対する刑事・民事上の責任追及についてのお尋ねでございまして、東京協和、安全のいわゆる二信組の破綻に関連する刑事責任の追及に関しましては、両信組の当時の理事長を初め、これまでに延べ十名が背任罪で起訴をされて、うち三名について現在までに有罪判決が確定している、こういうふうには承知しております。

また、民事上の責任追及につきましては、両信組の受け皿となりました東京共同銀行を引き継いだ整理回収機構、これによりまして、東京共同銀行によりまして両信組の当時の理事長を初めとする三名に対して損害賠償を求める訴訟が提起され、判決和解に至っている、こういうふうには承知をいたしております。

それから、個別企業に係る債権放棄の要請と、それから瑕疵担保条項の適用の有無、これのお尋ねでございまして、個別企業にかかわる事柄については当該企業の利害にかかわる問題でございまして、答弁は差し控えていたきたいと存じますが、この瑕疵担保条項について一般的に申し上げますと、新生長銀が継続保有する貸出関連資産について瑕疵があった場合、そしてかつ引き当て控除後のベースと比較して当初価値より二割以上の減価が認められたときには、当該資産の譲渡

平成十二年四月二十一日 参議院會議録第十九号

預金保険法等の一部を改正する法律案及び保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

六

を債務者ことに解除することができると、こういう規定になっております。

債権放棄の要請があったことによつて長銀が解除権を行使し得るかどうかにについては、一般論ですけれども、金融再生委員会がこれは適とした債務者が債権放棄の要請を行うような状況に立ち至つた場合には、これは瑕疵に該当するといふふうに考えられるわけですが、当該債権放棄要請を受けて二割以上の減価が生じているかどうか、これは個別債務者の状況によつて異なつてくると、こういうふうに考えております。

それから最後に、生命保険会社の経営状況についてのお尋ねでございますが、生命保険会社につきましては有価証券含み損益の改善も見られていくわけですが、引き続き保有契約高の減少やあるいは運用利回りの低下などに見られますように厳しい経営環境にある、こういうふうな認識しております。

こういう中で、各社におかれては経営効率化の推進や自己資本の充実など経営基盤の強化、資産構成の組みかえ等に努めているところと、こういうふうな聞いております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 池田幹幸君。

(池田幹幸君登壇、拍手)

○池田幹幸君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました二法案について、総理並びに大蔵大臣に質問します。

本題に入る前に、重大な問題となつていく株価維持操作、P K O について伺います。

十七日の株価下落に対し、与党三党政策責任者は一兆円の公的資金による株式市場介入の方針を打ち出し、政府に申し入れました。総理はこれを重く受けとめると述べたと伝えられておりますが、これはその実施を検討するという意味ですか。そうであるならば事は余りにも重大であります。株の買い支えに公的資金を使うなど、あなた方

の言う自由で透明な株価形成から見ても許されないことではありませんか。かつて年金福祉事業団が年金積立金を株式市場に投資し、一兆八千億円もの欠損を出したことは周知のことです。国民の財産に大穴をあけることになれば、一体だれが責任をとるのですか。このようなことになりかねないP K O はいわば国民の税金による損失補てんであり、絶対に許されません。総理の明確な見解を求めるものであります。

預金保険法等の一部改正案について質問します。本法案は、ペイオフ凍結の一年延長を口実にして十兆円の公的資金の拡大を図つた上に、二〇〇一年四月以降も金融危機への対応として公的資金による資本の増強と破綻処理を行えるように恒久的な措置をしようとするものであります。

政府は、一九九六年の預金保険法改正で金融機関の破綻処理に公的資金投入の道をつけて以来、金融システムの安定を理由に大銀行への過保護をわまる支援を積み上げ、九八年にはその枠組みを六十兆円にまで拡大してきました。

ところが、本法案では預金保険機構に措置されている交付国債を六十兆円上積みすることとなつております。これは従来の七兆円枠が長銀、日債銀などの破綻処理で底をつくことがはつきりしたことによるものですが、これでは不足すればまた交付国債を追加するということになるではありませんか。宮澤大蔵大臣は、三月八日の本院予算委員会での私の質問に対し、「これだけの準備をしておきますと不足を生ずることはまずない」と今後の追加負担はない旨答弁されました。政府は、七兆円枠を創設したときに七兆円を底をつくることはまずないと答弁したのであります。

森総理、このことは、一たん財政によつて銀行支援の蛇口を開けば果てしない税金投入につながることを証明しているのではありませんか。そうはならないというなら明確な理由を述べていただきたい。

森総理、あなたは、十二日の本会議場において「金融システムは安定化してきている」と答弁しています。そういう認識ならば、なぜ二〇〇一年三月以降もペイオフコストを超える特別資金援助や預金保険機構による資本増強、そして特別危機管理を恒久的措置として財政支援を可能にするような公的資金投入の仕組みをつくるのですか。明確にお答えいただきたい。

法案は、公的資金の投入について、「金融機関の財務の状況を著しく悪化させ、我が国の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがある」と認められるときに限るとしています。ところが、「重大な支障が生ずるおそれについては何の具体的な基準も設けられていません。これでは、公的資金投入は政府の恣意的な判断に任せられることになるではありませんか。

結局、金融危機が去ろうとどうしようかと、銀行が甘やかし、銀行支援優先にありきといった対応を繰り返す仕組みを恒久化することになるではありませんか。これでは、総理自身が目指すという自己責任原則と市場規律に立脚した金融システムの確立の方向とは逆行するではありませんか。不況、リストラによる国民の苦しみを顧みず、銀行を優遇支援するこんな仕組みはやめるべきです。答弁を求めます。

危機が去つたというなら、なおさらのこと本来の原則、自己責任の原則に戻すべきであります。破綻処理に必要な資金は、銀行業界の責任で借り入れるなど調達する仕組みをつくるべきであります。公的資金の投入はあくまでも、銀行業界の自助努力、自己責任こそ求めるべきではありませんか。総理と大蔵大臣の答弁を求めます。

先週、衆議院における審議で、公的資金の注入を受けた多くの大手銀行が、中小企業向け貸し出しの実績を不当にかさ上げして報告していたことが暴露されました。その手口は、銀行自身の子会社や関連会社は何十億円もの単位で貸し出し、これを中小企業向けとして算入する、銀行と関係の

深い優良中小企業に必要がないのに一時的に残高を積み増す、大企業に貸し出す際、一時的にその子会社に振りかえるなど、極めて悪質なものであります。国民の税金で救済されながら、約束を破つて中小企業への貸し出しを強め、その上水増し報告でまかす。このような銀行の行為は絶対に許せないとあります。

政府は、厳格な調査を行うとともに、業務改善命令など厳しい措置をとるべきであります。総理の答弁を求めます。

今、甘やかし政策のもとで、大銀行は相次ぐ合併でひたすら体力をつけ、収益を上げています。アメリカでは、金融機関の合併や金融持ち株会社の設立、銀行から保険など他業界への進出の際には、地域再投資法によつて低所得者や中小企業向け貸し出しなどが良好以上の格付を受けなければ認められません。銀行がどんなに貸し出しをしていようと、自由勝手に統合や金融持ち株会社の設立が進められる日本とは余りにも違います。

総理、あなたは銀行がどんなに貸し出しをしてそれが健全な銀行だと言つたのですか。水増し報告までして貸し出しの実態をこまかそうとする銀行の合併や統合を厳しく規制すべきではありませんか。

さらに重大なのは、信用金庫、信用組合など協同組織金融機関の問題であります。

協同組織金融機関は、会員、組合員の相互扶助の精神で、銀行が相手にしてくれない中小零細企業などへの融資を中心に行つてきた地域密着型の金融機関であります。いわば、地域から預金を集め、地域に貸し出し、地域の多数者の支持のもとで活動している、地域経済にとって重要な存在であります。ところが、これらの金融機関が目の前から消えていくという事態が進行しております。例えば、信用金庫はこの十年間に合併、再編などで六十以上が消滅、信用組合は百以上の組合がなくなり、三百以上の店舗が消滅しました。本法案は、信金、信組などやその連合会に個々

の金融機関が破綻した場合の受け皿になる機能を持たせ、信金、信組などの再編を円滑に進める体制をつくらうとするものでありますが、これでは今の信金、信組の消滅を促進することになるではありませんか。それが地域経済にどれだけ重大な打撃を与えることになるか総理は考えたことがあるのですか。答弁を求めます。

次に、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律案について質問します。

今、多くの生命保険会社が予定利率を上回る資金運用ができず、多額の不良債権を抱えており、その多くはパブル期の無謀な経営に起因しているものであり、経営者みずから招いた結果であります。責任は当然経営者、生命保険業界が負うべきものであり、その後始末を国民に押しつけるなど決してあってはならないことであります。

ところが本法案は、破綻した生命保険会社の処理のため、時限的な措置であった生命保険契約者保護機構の借り入れに対する政府保証を恒久化するものであります。そして政府は、政府補助として四千億円の支援措置をとろうとしているのであります。総理、この公的資金投入は絶対に許されるものではありません。答弁を求めます。

パブルに踊った銀行の責任は不問に付した上、さらなる支援を上積みする一方で、中小企業や国民には大銀行の貸し渋りの放置、ゼロ金利の横行など新たな犠牲を強いる、こういったやり方は直ちにやめるよう強く求め、質問を終わります。

(拍手)

(国務大臣森喜朗君登壇、拍手)

○国務大臣(森喜朗君) 先般の株価下落に対する与党三党の申し入れについてお尋ねがありました。

与党三党の申し入れにつきましては、我が国市場の動向はもちろん、ニューヨーク市場の動向や米国当局の対応ぶり等を十分に引きあわせながら、引き続き対応を検討してまいりたいと考えております。

また、株のP.K.O.に関するお尋ねであります。郵便貯金等の運用については、それぞれの資金の有利運用等の観点から運用先の判断が行われるべきものと認識をいたしております。

交付国債のさらなる追加についてのお尋ねがありました。

今回、預金保険機構に交付する国債を六兆円増額することとしておりますが、これは、平成十年二月に交付国債を七兆円としたときには想定していなかった特別公的管理銀行制度による長銀、日債銀の処理に要する金額の見込みが六兆円台であること等を勘案して決定したものであります。したがって、長銀、日債銀の処理を除けば現行の七兆円枠で十分であり、預金保険機構に交付する国債をさらに追加することは考えておりません。

システミックリスクに関する規定について幾つかのお尋ねがございました。

我が国の金融システムは、預金保険法、金融再生法、早期健全化法の枠組みを用いることにより、官民一体となつて不良債権処理や金融機関の再編、整理等に集中的に取り組んだ結果、安定してきている状況にありますが、今後、将来にわたって危機的な事態が起こる可能性を否定することはできません。

この場合には、通常の破綻処理の枠組みでは対応できないことも想定されることから、万が一に備え、例外的な措置が可能となるようにしておく必要があると考えております。これをもって自己責任原則と市場規律に立脚した金融システムの確立の方向とは逆行するのではないかとこの御指摘は当たらないものと考えます。

また、実際に例外的措置を發動するかどうかについては、個々のケースごとに金融危機対応会議の議を経た上で内閣総理大臣が判断するという厳格な手続を踏むこととしておりまして、例外的措置が安易に發動されることはないと考えております。さらに、例外的措置の發動に係る費用については、金融機関の負担金で賄うことが原則であります。

り、財政措置を講ずる場合は極めて限定されているところであります。

資本注入の中小企業向け貸し出しの報告内容を調査すべきではないかとの御指摘がございました。

先般、全銀協から十二年三半期の見込みの計数が国会に報告されておりますが、今後、決算作業を経て確定する計数については、金融再生委員会が早期健全化法に基づき報告を求め、公表することとなっております。その際、中小企業向け貸し出しの増加要因等についても同委員会においてヒアリングを行うなど適切な対応がとられるものと考えております。

貸し渋りをするような銀行の合併等を厳しく規制すべきではないかとのお尋ねがございました。

各金融機関は、中小企業への融資を初め地域経済の発展のためにさまざまな貢献をするという役割を担っているものと考えております。ただし、金融機関の個々の融資については、基本的には各金融機関の自主的な判断により行われるものであり、融資のあり方を理由に合併等について厳しく規制することについては慎重に考えるべきものと考えております。

信用金庫等の連合会を預金保険の対象とする点についてのお尋ねがありました。

信用金庫等の連合会を預金保険の対象としたしましたのは、信用金庫等が破綻に至った場合に、受け皿金融機関があらわれず地域経済等に重大な影響を及ぼすといった事態が生じることのないよう影響を及ぼすためであり、地域経済に大きな役割を担う信用金庫等の消滅の促進を意図したものではありません。

生命保険会社の破綻処理への公的資金投入はやるべきではないかとのお尋ねがありました。

今回の生命保険契約者保護機構の財源対策は、経営に失敗した個別の生命保険会社の救済のために行うものではなく、あくまでも保険契約者の保護、生命保険に対する信頼の確保及び金融市場の

不測の混乱の防止を目的として行うものであることを御理解願いたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手)

○国務大臣(宮澤喜一君) 大部分総理へのお尋ねと重なっておりますので、補足をして申し上げます。

株価維持につきましてのいろいろな郵便貯金あるいは簡易保険、厚生年金などの金を使うという指定単のお話でございませうけれども、もちろんこういう資金は、その運用は預金者や加入者の利益という観点から行うべきものでありまして、株価の操作を目的に株式を購入するということは考えられていないと思ひます。

また、一般的に政府が市場に大々的に介入するということはこのような自由経済では簡単にできませんし、またそういうことは好ましいことではないというふうにご考えております。

それから次に、システミックリスクの規定につきまして、これはごらんいただきましたと、一種の非常事態の規定でございませう。我が国には戒厳とか緊急命令とかいうものがございませうから、大きな金融危機が発生いたしましたときにどうするかというのを、恒久立法でございませうから、その中へ書き込みました。

たまたま我が国では最近にそういう事態があつて公的資金の投入等ありましたので、そういう連想を持たれる方があられるかもしれませんが、これはそういうことを申しておるものではありませんで、そうしよつちゅう起つてはならない事態についての規定でございませう。

したがって、そのときには金融危機対応会議、総理大臣のもとにありますが会議を開いて、そして総理大臣の決定を待つて発動する、またその結果を国会に御報告するというところでございませうから、そうそうめつたに発動される規定ではございません。

平成十二年四月二十一日 参議院會議録第十九号

預金保険法等の一部を改正する法律案及び保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

八

したがって、その場合にそのコストというのは銀行から保険料を取って賄うべきではないかというところにつきましては、通常の事態でございませんで、信用秩序の維持に極めて重大な事態であるということでありまして、これは銀行からその保険料をそのために徴収するということは恐らく適当ではないのではないかとこのように考えております。

それから最後に、アメリカの地域再投資法のように我が国の金融機関がもっと地方の利益のために奉仕すべきだということは、一般論としては私は言われるとおりだと思います。ただ、現在、金融監督庁が非常に詳細に各金融機関の把握をしておられますし、また検査はもとより、監督は正命令等々ができるようになっておりますので、現在目立つようなそういう弊害はないのではないかとこのように考えております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 三重野栄子君。

(三重野栄子君登壇、拍手)

○三重野栄子君 社民党・護憲連合の三重野栄子でございます。

私は、社民党・護憲連合を代表いたしまして、ただいま議題となりました預金保険法等の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣にお尋ねをいたします。

政府案では、ペイオフ解禁の一年延期により、地銀、生保など機関投資家が買った金融債や銀行間取引も全額保護になります。このように、本来自己責任が問われるべき金融のプロによる取引までもが国民負担で守られる状態が一年余計に続くこととなります。

この預金等全額保護の特例措置のために、ペイオフコスト、すなわち一人一千万円を上回る分を負担する特別業務勘定が預金保険機構に設けられております。この勘定に既に交付されている七兆円の交付国債に、本年度六兆円がさらに増額されます。六兆円の交付国債を償還する原資は、四・

五兆円の赤字国債の発行とNTT株式の売り払い収入一・四兆円でありまして。

このうち、四・五兆円の赤字国債の発行は、平成十二年度予算で新規に発行される赤字国債二十三兆円の約二〇％に当たるとともに、公債依存度を過去最大の三八・四％まで押し上げる結果を生じ、将来の国民負担に直結しております。

また、預金口座の九九％は一千万円未満となっております。予定どおり凍結解除が行われたとしても、ほとんどの口座は全額保護されるというのが現実です。口座数の残り一％が預金総額の五〇％を占めており、一千万円以上の預金も保護するという少数の富裕層やプロを守る措置のため国民大衆は税金を搾り取られるという容認しがたい結果が用意されていると厳しく批判せざるを得ません。

ペイオフ解禁に係る凍結部分を撤回し、速やかに少額預金者の保護という預金保険制度の原点に立ち返るべきであると考えますが、総理並びに大蔵大臣の御所見を伺います。

今回の六兆円の増額は、七兆円の枠組みの想定外であった長銀の破綻処理で現金化された約三・二兆円、日債銀の破綻処理で現金化を要すると見込まれる約三兆円を勘案した金額との説明がなされております。既に七兆円の枠組みにおいては、長銀、拓銀などの破綻処理のために約四・八兆円が現金化され、国民負担が確定しています。

本年度及び延長される一年の間に総額十三兆円となった交付国債の全額をすべて現金化して国民負担を求めるおつもりか、特に延長期間に生ずる支出に関しては一切国民に負担を求めるべきではないと考えますが、総理並びに大蔵大臣の明確な答弁を求めます。

また、特別業務勘定には三・五兆円の政府保証付借入れがありますが、延長後の特例措置が終了し勘定を廃止する際、この借入れの返済のために交付国債を現金化した財源を充て、よもや国民負担を増大させることがないよう、あわせて確

認いたします。

そもそも預金保険制度の財源は、金融機関の保険料によって賄われるべきものであります。現在の預金保険料は、平成八年に従前の七倍に引き上げたと説明されております。この水準は、平成四年から七年までに生じた金融機関の破綻における損失額約二・五兆円を基礎に、平成十三年三月末までの五年間に同程度の破綻が生じた場合にも対処し得るように決められました。しかし、平成八年以降現在までの金融機関の破綻における損失額は実際幾らだったのか、お答え願います。

現在、金融機関が納める預金保険料は、ペイオフコストを負担する一般保険料とペイオフコストを上回る分を負担する特別保険料は、四対三に配分されております。

この配分も平成四年から七年までの破綻実績におけるペイオフコストとそれを上回る費用を勘案して決められておりましたが、実際の五年間で破綻処理に要した経費のうちペイオフコスト分を四とすれば、ペイオフコストを上回る分は十となつております。十と三の差額すべてを一般納税者に求める国民負担とするのではなく、金融機関あるいは間接的に預金者が負担する預金保険料の引き上げを行うべきであります。

また、銀行の業務純益等に占める預金保険料の割合が現在六％を超え、これ以上引き上げることが難しいとの説明もされております。しかし、米国の預金保険料の業務純益等に占める負担割合は一九九一年に最高八・三％、一九九三年の保険料率は現在の日本の水準の約三倍となつております。

さらに、今回の法改正では、保険料の算定基礎が対象預金の年度末残高から年度中の平均残高に改められております。これは一部の金融機関に保険料の算定基礎となる預金等の残高を操作するかのような動きが見られたことによるものと聞いております。

このような金融機関の行動ともあわせて考えま

すと、国民負担を軽減するために預金保険料の引き上げ、あるいは今回の法改正で制度的に可能となった金融機関の業務の健全性に依りて保険料率を定める可変保険料率の実施を真剣に検討するべきであります。大蔵大臣、金融再生委員長の答弁を求めます。

次に、信用組合など協同組織金融機関の経営の健全性確保について、大蔵大臣と金融再生委員長にお尋ねいたします。

改正案では、協同組織金融機関の自己資本の充実を図り経営基盤を強化するため、個別の信用組合、信用金庫なども優先出資証券を発行できることとなります。また、来年三月末までの時限措置である早期健全化法による資本増強を、協同組織金融機関に限り一年延長し、公的資金による資本注入を可能にしています。

しかし、体力が尽きかけた金融機関を延命させることには意味がなく、不健全な機関には早急に退場を促して健全な金融機関に営業を引き継がせることが必要であります。このためには、退場させるべき金融機関を見きわめるための基準の整備が不可欠です。

金融審議会答申でも述べられているように、問題のある金融機関の早期発見、早期是正については、金融機関における公認会計士による監査機能の充実強化及びディスクロージャーの充実を図り、市場規律によるモニタリングが有効に機能することが求められます。

現在、協同組織金融機関のうち、預金量二千億円以上、組合員以外の員外預金比率一五％以上など、一定規模以上の一部のものについてのみ、会計士による外部監査制の導入、組合員以外の員外監事の登用が義務づけられております。

市場規律を活用しながら退場させるべき金融機関を見きわめるためには、協同組織金融機関を含め、公的資金が使われる可能性のあるすべての金融機関について外部監査制の導入、員外監事の登用を義務づけることが必要であると考えますが、

両大臣の御所見を伺います。

次に、早期健全化法に基づく資本増強の状況に
関する情報公開について、総理にお伺いいたしま
す。

公的資金を投入されながら破綻に至った場合、
長銀、日債銀に対する資本注入を審査したのは、
金融安定化法に基づき設置された金融危機管理審
査委員会でありました。しかし、この通称佐々木
委員会の審査について批判が高まったことから、
金融安定化法は廃止となり、早期健全化法に基づ
き金融再生委員会が審査する資本増強の枠組みへ
と変わりました。

ただし、金融安定化法には、資本注入を決定し
たときは、速やかに審査委員会の議事の概要を公
表し、相当期間経過後に議事録を公表しなければ
ならないという規定があり、既に百ページほどの
議事要旨が公表され、資本注入から三年後に当た
る来年三月末には議事録が公表されることになっ
ております。早期健全化法にはこのような規定は
なく、現在までに一部簡単な議事の概要のみが公
表されております。

早期健全化法による資本増強のためには、既に
約八兆円もの政府保証付の借入れによる公的資
金が投入されていることから、再生委員会におけ
る審査の詳細な要旨については速やかに、議事録
については遅くとも三年後までに公表されるべき
であると考えます。

公的資金投入に関して、国民に対する説明責任
を果たすために総理のリーダーシップによる情
報公開が求められますが、御所見を伺います。

で構成されますが、金融危機への対応方針を審議
するその責務は極めて大きいものであります。
私は、金融危機対応会議への諮問を経て総理が
認定する例外的措置の発動に関しては、国民の評
価を仰ぐ必要があると考えます。なぜなら、例外
的措置は、安易な救済策に利用されるおそれがあ
るだけでなく、最悪の場合は財政資金をつぎ込
ざるを得ないということにもなります。その発動
基準は、「信用秩序の維持に極めて重大な支障が
生ずるおそれ」と極めてあいまいであるからであ
ります。

法案では、例外的措置を認定した場合は、その
認定の内容のみを国会に報告しなければならな
いとなっており、国民的信用を得るための説明
責任を果たすためには、金融危機対応会議におけ
る議事についても可能な限り国会報告に含めるこ
とにも、遅くとも三年後には金融危機対応会議の
議事録を公表すべきであります。

大蔵大臣、金融再生委員長の御所見を伺いまし
て、私の質疑を終わります。(拍手)

〔国務大臣森喜朗君登壇、拍手〕
○国務大臣(森喜朗君) ペイオフ解禁に係る凍結
部分を撤回せよとのお尋ねであります。ペイオ
フの解禁時期の問題につきましては、与党間にお
きます真摯な議論の末、昨年末、一年延長するこ
とが適当である旨の合意がなされたところでござ
います。

我が国の経済を確実な安定軌道に乗せるために
は、一部の中小金融機関について経営の一層の実
態把握を図り、その改善を確実なものとするこ
と等により、より強固な金融システムの構築を図
る必要があります。

こうした観点から、政府といたしましては、与
党間の合意も踏まえ、ペイオフ解禁の一年延長の
措置をとることが適当であると判断したところで
あります。したがって、ペイオフ解禁の一年
延期を見直す考えはございません。

平成十四年三月までの間に、与えられた枠組み

を活用してさらに強固な金融システムの構築を図
るべく最大限の努力を行うことが重要であると考
えております。

十三兆円の交付国債をすべて現金化するのかと
お尋ねがございました。

交付国債の償還額につきましては、今後の金融
機関の破綻の発生状況や破綻金融機関の資産劣化
の状況等が現時点において不確定でありますこと
から、確たることは申し上げられないことを御理
解いただきたいと思います。

また、延長期間に生ずる支出に関しましては、
一切国民に負担を求めるべきではないのではない
かとのお尋ねがありました。

ペイオフ解禁の一年延長は、我が国の経済を確
実な安定軌道に乗せるためのものであり、国民に
不安を生じさせることのないように、預金等の全
額保護に係る特例業務を円滑に実施するために必
要な場合には交付国債の償還が行われることは延
長期間中においても同様でございます。

さらに、預金保険機構の特例業務勘定が廃止さ
れる際の交付国債の使用についてのお尋ねであり
ますが、特例業務勘定は平成十四年度末に廃止さ
れることになっておりますが、その際、累積欠損
金があれば、法律の定めに従って、交付国債をそ
の処理に使用することができるとなっております。

早期健全化法に基づく資本増強に係る情報公開
についてのお尋ねであります。金融再生委員会
においては、議決の内容をすべて新聞発表やホー
ムページへの掲載等の手段により速やかに公表い
たしております。

また、議事の概要につきましても、昨年三月に
実施した大手十五行への資本増強については既に
昨年四月二十七日に公表いたしました。議
事録については、会議から三年を経過した後に原
則として公表することとしておるなど、適切な情
報公開にも努めているところでございます。

残余の質問については、関係大臣から答弁させ
ます。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一君) ペイオフの問題につ
きましては、先ほど解禁を一年延期しましたこと
について申し上げましたが、三百兆円の信用組合が
ございまして、この四月から制度としては国の
検査に移管されました。

恐らく一、二カ月、書類の整備にかかるのかと
思いますが、もう既に検査の準備等々は整って
おります。その結果、破綻処理を要するものある
いは早期は正措置を打つもの、場合によっては公
資金の援助と、大体年間に二十ぐらいの従来整理
されておりますが、残り三十三兆円から整理さ
れるものという状況になっております。三十三兆
円の中で正確に申し上げることができませんが、
ここから一年余りの時間でそういう処理を完結
できるだろうと考えております。したがって、
それ以上の時間を必要とすることは一切ござい
ませんので、さらに延期をするということをもと
より考えておりません。

なお、その間も金融システム安定化のための取
り組みあるいは金融システムの安定性等につきま
しては、最大限の努力を続けていくことはもちろ
んでございます。

それから、十三兆円の交付公債のことについて
お尋ねがありました。

金融システム安定化、預金者保護というた
めに、かつて七兆円をお願いいたしまして、今回六
兆円増額をいたしました。そして、その償還財源
を十二年度国債整理基金に積んでおる、いつでも
現金ができる状態にしております。どのぐらい
最終的にこの金が必要かということとは正確には申
し上げられない現状でありますけれども、これだ
け金額をちょうだいしておりますので、これで今
後の事態は十分に対応できるというふうに思っ
ております。

それから、こういうことを一年延長したときに

平成十二年四月二十一日 参議院會議録第十九号

預金保険法等の一部を改正する法律案及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律案(趣旨説明) 社会保険に関する日
本国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案 教育公務員特例法等の一部を
改正する法律案

一〇

本来特別保険料を取るべきではないか、また特別
保険料というもの、もともと金融機関によって
状況が違うわけでございますから可変保険料であ
るのが本当ではないかというの、一種の原則論
としては私はそういう考え方があると思います。

ただ、この数年間の非常事態で普通より七倍も
高い保険料を取っておりますこと、それから保険
機構にもかなりの借金があるというようなことも
ございまして、制度としては可変保険料ができる
ということにこのたび改正をさせていただきま
す、各行の様子を見ておきますと、結局貸しとい
ころに大きな負担がかかるということになってし
まいますので、その実際の実現にはかなり慎重に
しなければいけないだろうというふうに実は思っ
ております。

それから、特例業務勘定は、これは御存じのよ
うに一種のペイオフ以上、対象とならない預金を
保護するために設けられたものでございますから
、そのために特例保険料と交付公債を積んで
おるといふことでございます。なお、特例業務勘
定がいわゆる長銀とか日債銀とかいうことの以前
に何年か前から仕事をしておりますから、その辺
のところから何か欠損が将来出るというします
と、これは交付公債をその処理に使うことができ
ることになっております。

それから、可変保険料につきましては先ほどお
答えを申し上げました。現在の保険料が平成七年
以前の七倍になっておりますので、どうもこれを
引き上げるといふことになかなか問題があります
が、しかし、預金保険機構がもう借金をしよって
おりますから、これは将来返さなきゃならない。
したがって、これを下げるというわけにもまいら
ないのが実情だと思います。今、預金保険機構の
借金は一兆三千億でございますが、可変保険料の
問題は、したがって将来の問題として制度改正を
させていただくというふうに御理解いただきたい
と思います。

それから、金融機関の監査でございますが、現
在すべての銀行で外部監査が義務づけられており
ます。協同組織金融機関については預金総額や員
外貯金が一定率以上のところを監査しております
が、これは、実はその規模をもっと大幅に引き下
げる必要があるんじゃないかとおっしゃること
は、私ももう思っておりますので、できるだけ
その限度を引き下げてまいりたい、監査の対象に
いたしたいと思っております。

それから、金融危機対応会議、これは御理解い
ただいておりますようにめったに起こらない、我
が国では戒厳令とか緊急勅令とかいうものがござ
いせんので、そういうことのためにいわば置いて
ある規定でございますから、それは相当な重大
事件でなければなりません。したがって、その対
応会議の議事録というものは、これは何もまだ会
議ができておりませんので決めてございせん
が、私は当然公表されるべきものだろう、これを
国民に知らせないでおくということとはあり得な
いと思ひますが、ただ、出来事が信用秩序とかだ
れからの利益という問題にかかわることはあり得ま
すので、そういう意味でそのタイミングなり方法
に多少の工夫を加えることはあるかもしれませ
ん。しかし、基本的にこれは公表すべきものであ
ると考えております。(拍手)

(国務大臣谷垣禎一君登壇、拍手)

○国務大臣(谷垣禎一君) 三重野議員にお答えい
たします。

まず、平成八年度以降の金融機関の破綻におけ
る損失額のお尋ねがございました。

この平成八年度に御指摘の預金保険料率の引き上
げを含む制度改正が行われたわけでありましたが、
その後、本日までに預金保険機構により決定され
た金銭贈与の総額は八兆八千二百七十七億円でござ
います。なお、このうち保険料収入によって賄
われる金額以外の公的資金、つまり交付国債の使
用額は四兆七千九百一億円でございます。
それから次に、預金保険料の引き上げあるいは

可変保険料率の実施の是非については、大蔵大臣
から御答弁がございました。

それから、金融機関における外部監査制度の導
入あるいは員外監事登用の義務化につきまして
も、今、大蔵大臣から御答弁がございましたとお
り、現在、協同組織金融機関の外部監査等の対象
の拡大につきまして、金融審議会答申の趣旨を踏
まえて検討を行っているところでございますが、
当局としましては、こうした外部監査等の対象と
なっていない金融機関も含めて、引き続き、検査
や日常のモニタリングを通じて状況を的確に把握
していきたいと考えております。

それから、金融危機対応会議について、その議
事録の公開等、情報公開のあり方についても宮澤
大蔵大臣から御答弁があったとおりでございま
す。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたし
ました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 社会保険に関す
る日本国とグレート・ブリテン及び北アイルラ
ンド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金
保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)を議
題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国民福祉委員
長狩野安君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(狩野安君登壇、拍手)

○狩野安君 ただいま議題となりました法律案に
つきまして、国民福祉委員会における審査の経過
と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国と英国との間で発生する公
的年金制度への二重加入の問題の解決を図るため
に締結された社会保障に関する日本国とグレー
ト・ブリテン及び北アイルランド連合王国との

間の協定を実施するため、我が国及び英国の両国
において就労する者等に関する年金制度につい
て、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共
済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教
職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法の特
例その他必要な事項を定めようとするものであり
ます。

委員会におきましては、通算措置の早期実現と
諸外国との協定締結を促進する必要性等の諸問題
について質疑が行われましたが、その詳細は会議
録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一
致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた
しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしま
す。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願
います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数 二百二十八
賛成 二百二十八
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されまし
た。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 教育公務員特例
法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院
送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教・科学委員長佐藤泰三君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔佐藤泰三君登壇、拍手〕

○佐藤泰三君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教・科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、教員の専修免許状の取得を促進し、その資質の向上を図るため、国公立の小学校等の教員が職務に従事せず国内外の大学院の課程等に長期にわたり在学し、その課程を履修することができると大学院修学休業制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、教育公務員と一般の公務員の長期派遣研修制度の違い、大学院修学休業中の教員への経済的支援策の充実等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百二十八
二百二十八
〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔若林正俊君登壇、拍手〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長若林正俊君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔若林正俊君登壇、拍手〕

○若林正俊君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、地方分権を推進し、地方公共団体による主体的かつ効率的な漁港の整備及び維持管理を可能とするため、漁港の指定権限の一部を農林水産大臣から市町村長及び都道府県知事へ委譲する等の措置を講ずるほか、全国的に増加している船舶等の無秩序な放置に対処するため、漁港の区域内における船舶の放置等を規制するとともに、放置された船舶等の所有者を確知できない場合であっても、当該船舶等の処分を行うことができる制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、指定権限の委譲と漁港の整備及び管理のあり方、放置艇の現状と処理経費の負担方策、小型プレジャーボートの管理体制の確立、沿岸漁業資源の適正管理とその維持増大、自然環境の保全と漁港の整備、漁村集落の環境整備の促進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百二十九
二百二十九
〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 河川法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土・環境委員長石渡清元君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔石渡清元君登壇、拍手〕

○石渡清元君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土・環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地域の実情に応じた河川の管理を推進するため、指定都市の長が指定区間内の一級河川及び二級河川のうち一定の区間の管理を行うことができることとするともに、市町村長が指定区間外の一級河川について河川工事または河川の維持を行うことができることとする等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、河川管理権限の委譲と管理責任の移転、河川管理における市町村の自主性の尊重と市民の役割、水辺空間、河川環境の保全、国の技術的・財政的支援の必要性等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百二十九
二百二十九
〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第五 民事法律扶助法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長風間相君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔風間和君登壇、拍手〕

○風間和君 ただいま議題となりました民事法律扶助法案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法法案は、民事法律扶助事業が司法制度の充実に寄与する公共性の高いものであることに鑑み、国民がより利用しやすい司法制度の実現に資することを目的として、民事法律扶助事業の整備及び発展を図るために必要な制度を創設するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、法律扶助の現状と問題点、扶助の要件と対象者の範囲、扶助対象外国人を適法に留者に限った理由、法律扶助事業に係る補助金の増額等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録により御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法法案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九
賛成 二百二十九
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 菅野 久光君

山本 保君	加藤 修一君
中島 啓雄君	岩本 莊太君
益田 洋介君	海野 義孝君
森山 裕君	森田 次夫君
奥村 展三君	水野 誠一君
魚住裕一郎君	沢たまき君
渡辺 孝男君	末広まき君
高橋 令則君	戸田 邦司君
高野 博師君	松 あきら君
大森 礼子君	福本 潤一君
鶴保 庸介君	長谷川道郎君
堂本 暁子君	平野 貞夫君
弘友 和夫君	但馬 久美君
山下 栄一君	荒木 清寛君
入澤 肇君	服部三男雄君
松岡満壽男君	田村 秀昭君
日笠 勝之君	風間 昶君
木庭健太郎君	森本 晃司君
月原 茂昭君	泉 信也君
椎名 素夫君	田名部匡省君
渡辺 秀央君	統 訓弘君
白浜 一良君	鶴岡 洋君
浜田卓二郎君	星野 朋市君
扇 千景君	世耕 弘成君

脇 雅史君	山下 善彦君	海老原義彦君	武見 敬三君
山内 俊大君	依田 智治君	片山虎之助君	尾辻 秀久君
森下 博之君	日出 英輔君	鹿熊 安正君	大島 慶久君
仲道 俊哉君	中川 義雄君	成瀬 守重君	鎌田 要人君
斎藤 滋宣君	佐藤 昭郎君	石渡 清元君	若林 正俊君
国井 正幸君	水島 裕君	村上 正邦君	倉田 寛之君
岩瀬 良三君	山崎 力君	竹山 裕君	真鍋 賢二君
市川 一朗君	常田 享詳君	上杉 光弘君	井上 裕君
畑 恵君	鈴木 正孝君	岩崎 純三君	中村 敦夫君
田浦 直君	保坂 三蔵君	羽田雄一郎君	木俣 佳丈君
岩永 浩美君	田村 公平君	浅尾慶一郎君	魚住 汎英君
三浦 一水君	阿部 正俊君	福山 哲郎君	櫻井 充君
矢野 哲朗君	河本 英典君	郡司 彰君	佐藤 雄平君
太田 豊秋君	南野知恵子君	小宮山洋子君	谷林 正昭君
釜本 邦茂君	加藤 紀文君	小川 敏夫君	藤井 俊男君
上野 公成君	狩野 安君	高嶋 良充君	本田 良一君
佐藤 泰三君	松谷 蒼一郎君	松崎 俊久君	小川 勝也君
須藤良太郎君	久世 公堯君	齋藤 勁君	平田 健二君
鴻池 洋肇君	西田 吉宏君	朝日 俊弘君	和田 洋子君
田中 直紀君	松田 岩夫君	前川 忠夫君	伊藤 基隆君
陣内 孝雄君	中曾根弘文君	小山 峰男君	江本 孟紀君
野沢 太三君	井上 吉夫君	直嶋 正行君	石田 美栄君
吉川 芳男君	岡野 裕君	円より子君	堀 利和君
鈴木 政二君	金田 勝年君	今井 澄君	峰崎 直樹君
林 芳正君	山本 一太君	川橋 幸子君	築瀬 進君
長峯 基君	佐々木知子君	佐藤 泰介君	今泉 昭君
久野 恒一君	木村 仁君	奥石 東君	足立 良平君
亀井 郁夫君	加納 時男君	笹野 貞子君	千葉 景子君
景山俊太郎君	馳 浩君	山下八洲夫君	江田 五月君
大野つや子君	阿南 一成君	藁科 満治君	北澤 俊美君
有馬 朗人君	岩城 光英君	角田 義一君	本岡 昭次君
溝手 顕正君	龜谷 博昭君	寺崎 昭久君	吉田 之久君
北岡 秀二君	平原 耕一君	竹村 泰子君	内藤 正光君
橋本 聖子君	中原 爽君	西川きよし君	小池 晃君
中島 眞人君	谷川 秀善君	宮本 岳志君	福島 瑞穂君
野間 起君	吉村剛太郎君	海野 徹君	島袋 宗康君
松村 龍二君	小山 孝雄君	畑野 君枝君	小泉 親司君
塩崎 恭久君	岩井 國臣君	照屋 寛徳君	菅川 健二君

石井 一二君
富樫 練三君
三重野 栄子君
佐藤 道夫君
井上 美代君
須藤 美也子君
長谷川 清君
岩佐 恵美君
西山 登紀子君
日下部 禮代子君
広中和歌子君
池田 幹幸君
吉川 春子君
測上 貞雄君
久保 巨君
筆坂 秀世君
立木 洋君
山本 正和君

八田 ひろ子君
大脇 雅子君
小林 元君
大沢 辰美君
阿部 幸代君
清水 澄子君
柳田 稔君
林 紀子君
緒方 靖夫君
谷本 巍君
勝木 健司君
笠井 亮君
山下 芳生君
大淵 絹子君
吉岡 吉典君
橋本 敦君
梶原 敬義君

國務大臣

内閣総理大臣 森 喜朗君
法務大臣 臼井日出男君
大蔵大臣 宮澤 喜一君
文部大臣 中曾根弘文君
厚生大臣 丹羽 雄哉君
農林水産大臣 玉沢徳一郎君
建設大臣 中山 正暉君
國務大臣 (金融再生委員 谷垣 禎一君
委員長)

政務次官

大蔵政務次官 林 芳正君

議長の報告事項

一昨十九日内閣総理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。
熊本県選挙区選出(四月十九日当選)
熊本 汎英君 (阿曾田清君の補欠)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員

辞任

補欠

千葉 景子君
山下 栄一君
阿部 幸代君
財政・金融委員
平田 耕一君
海野 義孝君
文教・科学委員
岸 宏一君
筆坂 秀世君
国民福祉委員
尾辻 秀久君
吉田 之久君
農林水産委員
亀井 郁夫君
経済・産業委員
足立 良平君
統一 訓弘君
交通・情報通信委員
谷林 正昭君
柳田 稔君
畑野 君枝君
国土・環境委員
岡崎トミ子君
高野 博師君
岩佐 恵美君

決算委員
辞任
水島 裕君
高野 博師君
行政監視委員
岩井 國臣君
議院運営委員
福本 潤一君
同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国民生活・経済に関する調査会委員
山本 保君
同日調査会において選任した理事は次のとおりである。
国民生活・経済に関する調査会
理事 松岡満壽男君
同日憲法調査会において選任した幹事は次のとおりである。
幹事 水野 誠一君
幹事 魚住裕一郎君 (白浜一良君の補欠)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
消費者契約法案(閣法第五十六号)
経済・産業委員会に付託
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案(閣法第三四号)
交通・情報通信委員会に付託
同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案
食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
技術士法の一部を改正する法律案

運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
日朝国交正常化に関する質問主意書(清水澄子君提出(第二四号))
同日本院は、裁判官訴訟追委員予備員月原茂皓君、同福島瑞穂君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙し、予備員の職務を行う順序は泉信也君を第三順位とし、堂本 曉子君を第五順位とし、第三順位の阿部幸代君を第四順位とした旨本院事務総長から裁判官訴訟追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。
同日本院は、皇室会議予備議員に次の者を互選した旨内閣に通知した。
第二順位 参議院議員 椎名 素夫君
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
技術士法の一部を改正する法律
運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律
同日議長は、エス・ペランサ・アギーレ・ヒル・デ・ビエドゥマ・スペイン上院議長より、同議長のスベイン上院議長再任に際し発送した祝電に対する礼状を接受した。
昨二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員
辞任
足立 良平君
木庭健太郎君
高野 博師君
岩佐 恵美君
地方行政・警察委員
木村 仁君
奥石 東君

議長の報告事項 社会保険に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

外交・防衛委員

辞任

森山 裕君

海野 徹君

財政・金融委員

辞任

尾辻 秀久君

統 訓弘君

文教・科学委員

辞任

仲道 俊哉君

本岡 昭次君

国民福祉委員

辞任

平田 耕一君

井上 美代君

農林水産委員

辞任

岸 宏一君

経済・産業委員

辞任

千葉 景子君

海野 義孝君

交通・情報通信委員

辞任

岡崎トミ子君

筆坂 秀世君

戸田 邦司君

国土・環境委員

辞任

上野 公成君

坂野 重信君

補欠

上野 公成君

岡崎トミ子君

補欠

平田 耕一君

海野 義孝君

補欠

岸 宏一君

興石 東君

補欠

尾辻 秀久君

筆坂 秀世君

補欠

仲道 俊哉君

補欠

足立 良平君

統 訓弘君

補欠

谷林 正昭君

井上 美代君

奥村 展三君

補欠

森山 裕君

木村 仁君

谷林 正昭君

森本 晃司君

山下 栄一君

阿部 幸代君

奥村 展三君

戸田 邦司君

海野 徹君

木庭健太郎君

高野 博師君

岩佐 恵美君

浅尾慶一郎君

補欠

柳田 稔君

国民生活・経済に関する調査会委員

補欠

益田 洋介君

山本 保君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

行政機関の職員の定員に関する法律等の二部を改正する法律案(閣法第六三三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

行政機関の職員の定員に関する法律等の二部を改正する法律案(閣法第六三三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

行政機関の職員の定員に関する法律等の二部を改正する法律案(閣法第六三三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

行政機関の職員の定員に関する法律等の二部を改正する法律案(閣法第六三三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

行政機関の職員の定員に関する法律等の二部を改正する法律案(閣法第六三三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

行政機関の職員の定員に関する法律等の二部を改正する法律案(閣法第六三三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

行政機関の職員の定員に関する法律等の二部を改正する法律案(閣法第六三三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

電波法の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八一〇号)

国際原子力機関憲章第六条の改正の受諾について承認を求めるの件(閣法第二二二号)

国際移住機関憲章の改正の受諾について承認を求めるの件(閣法第二二二号)

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議定書第三十八表(日本国の議定書の修正及び訂正に関する千九百九十九年十二月二十日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(閣法第四四号)

児童手当法の一部を改正する法律案(閣法第三八号)

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第七〇号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案

地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

社会保険に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(閣法第八六号)審査報告書

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案(閣法第七四号)審査報告書

漁港法の一部を改正する法律案(閣法第五三三号)審査報告書

河川法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)審査報告書

民事法律扶助法案(閣法第九号)審査報告書

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律

審査報告書

社会保険に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十二年四月二十日

国民福祉委員長 狩野 安

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国と英国との間で発生する公的年金制度への二重加入の問題の解決を図るために締結された「社会保険に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定」を実施するため、我が国及び英国の両国において就労する者等に関する年金制度について、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済

一、費用

右

目次

一五

る者として政令で定めるもの(第五号に掲げる者を除く。)

四 日本国又は連合王国の国籍を有する船舶において就労し、かつ、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるもの

五 第八条の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第十条第一項の規定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第十三条第一項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第十五条第一項の規定により農林漁業団体職員共済組合の組合員としないこととされた者

2 前項の規定は、ドイツとの協定の規定によりドイツ年金法令の適用を受けないこととされた者については、適用しない。

3 第一項に規定する者の厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

(厚生年金保険の任意単独加入の制限)

第六条 厚生年金保険法第十条の規定は、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるものについては、適用しない。

(厚生年金保険の加入の特例)

第七条 第五号第一項第二号に該当する者であつて政令で定めるものは、同項の規定にかかわらず、社会保険庁長官に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる。

2 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日に、被保険者の資格を取得する。ただし、第五条第一項第二号に該当することとなつた日から一月以内に前項の申出をした者は、その該当するに至つた日に、被保険者の資格を取得する。

3 第一項の規定による被保険者は、いつでも、社会保険庁長官に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

4 第一項の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(その事実があつた日に更に被保険者の資格を取得したとき、若しくは厚生年金保険法第十二条第一号に規定する共済組合の組合員若しくは同号ハに規定する私学教職員共済制度の加入者となつたとき、又は同法第十四条第五号に該当するに至つたときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

一 厚生年金保険法第十四条第一号、第四号又は第五号に該当するに至つたとき。
二 その事業所に使用されなくなつたとき。
三 厚生年金保険法第八条第一項の認可があつたとき。

四 前項の申出が受理されたとき。
五 第五条第一項第二号に該当しなくなつたとき。

5 第一項及び第三項に規定する社会保険庁長官の権限は、政令の定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。

6 前項の規定により地方社会保険事務局長に委任された権限の一部は、政令の定めるところにより、社会保険事務所に委任することができる。

第四章 国家公務員共済組合法関係

(長期給付に関する規定の適用範囲の特例)

第八条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定は、同法第二十一条第一号に規定する職員(同法第二百二十五条第一項及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)のうち、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるものについては、適用しない。

(大蔵大臣の権限)

第九条 大蔵大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第五章 地方公務員等共済組合法関係

(長期給付に関する規定の適用範囲の特例)

第十条 地方公務員等共済組合法(以下この章において「地共済法」という。)の長期給付に関する規定は、地共済法第二十一条第一号に規定する職員(地共済法第四十一条第一項及び第二項、第四百四十二条第一項並びに第四百四十四条の三第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)及び地共済法第四百四十四条第一項に規定する公庫等職員(同条第二項に規定する継続長期組合員の資格を有する者に限る。)のうち、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるものについては、適用しない。

2 地共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける地方公務員共済組合の組合員が、前項の規定によりその適用を受けない地方公務員共済組合の組合員となつたときは、地共済法の長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。(主務大臣の権限)

第十一条 地共済法第四百四十四条の二十九第一項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合又は地方公務員共済組合連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(地方公務員共済組合連合会の事業)

第十二条 地方公務員共済組合連合会は、地共済法第三十八条の二に規定する事業のほか、協定に基づく連絡機関としての事業を行うものとする。

第六章 私立学校教職員共済法関係

(長期給付に関する規定の適用範囲の特例)

第十三条 私立学校教職員共済法(以下この条において「私学共済法」という。)の長期給付に関する規定は、私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものについては、適用しない。

一 日本国の領域内において就労し、かつ、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるもの(第二号に掲げる者を除く。)

二 連合王国の領域内において就労し、かつ、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるもの(次号に掲げる者を除く。)

前項の規定は、ドイツとの協定の規定によりドイツ年金法令の適用を受けないこととされた者については、適用しない。

第一項第二号に該当する者であつて政令で定めるものは、同項の規定にかかわらず、日本私立学校振興・共済事業団に申し出て、私学共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける私学共済制度の加入者（私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者をいう。以下この条において同じ。）となることができる。

前項の規定による私学共済制度の加入者は、いつでも、日本私立学校振興・共済事業団に申し出て、私学共済法の長期給付に関する規定の適用を受けない私学共済制度の加入者となることができる。

私学共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける私学共済制度の加入者が、第一項又は前項の規定によりその適用を受けない私学共済制度の加入者となったときは、私学共済法の長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職（私学共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなす。

第一項又は第四項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者の私学共済法による掛金の標準給与の月額に対する割合は、政令で定

第十四条 文部大臣は、協定及びこの法律を施行するため必要があると認めるときは、日本私立学校振興・共済事業団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

第七章 農林漁業団体職員共済組合法関係
(組合員の資格の特例)

第十五条 農林漁業団体職員共済組合法第十四条第一項に規定する職員であつて次の各号のい
ずれかに掲げるものは、同項の規定にかかわらず、農林漁業団体職員共済組合の組合員としな
い。

一 日本国の領域内において就労し、かつ、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 連合王国の領域内において就労し、かつ、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるもの（次号に掲げる者を除く。）

三 日本国の領域及び連合王国の領域内において同時に就労し、かつ、保険料の納付義務に關する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるもの

前項の規定は、ドイツとの協定の規定によりドイツ年金法令の適用を受けないこととされた者については、適用しない。

第一項第二号に該当する者であつて政令で定めるものは、同項の規定にかかわらず、農林漁

4 前項の申出をした者は、その申出が受理されるときは、その日から、組合員の資格を取得する。ただし、第一項第二号に該当することと

なつた日から一月以内に前項の申出をした者は、その該当するに至つた日から、組合員の資格を取得する。

第三項の規定による組合員は、いつでも、農林漁業団体職員共済組合に申し出て、組合員の資格を喪失することができる。

第三項の規定による組合員は、次の各号のい
づれかに該当するに至ったときは、その翌日
（その事実があった日に更に組合員の資格を取
得したときは、その日）から、組合員の資格を
喪失する。

一 死亡したとき。

二 その他職員でなくなったとき。

三 前項の申出が受理されたとき。

四 第一項第二号に該当しなくなつたとき

第一項に規定する者の農林漁業団体職員共済組合の組合員の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

(農林水産大臣の権限)

第十六条 農林水産大臣は、協定及びこの法律を施行するために必要があると認めるときは、農林漁業団体職員共済組合に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

第八章 雜則

(情報の提供等)

第十七条 社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済

組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団又は農林漁業団体職員共済組合(次項において「日

本側保有機関」という。）は、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法又は農

林漁業団体職員共済組合法（以下この項及び第二十条において「公的年金各法」という。）の被保険者、組合員又は加入者に関する情報であつて

この法律、公的年金各法等その他関係法令の実施のために自らが保有するもの（以下この項において「保有情報」という。）を、保有情報の本人の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、連合王国の権限のある当局に対して提供することができる。

日本側保有機関は、連合王国の権限のある当局から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律（昭和六十三年法律第九十五号）の規定によるほか、同法における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

(經過措置)

第十八条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(实施命令)

第十九条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、総理府令・文部

平成十二年四月二十一日 参議院會議録第十九号

省令・自治省令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林水産省令又は自治省令で定める。

(政令への委任)

第二十条 前各条に規定するもののほか、公的年金各法の被保険者、組合員及び加入者の資格に關する事項その他の協定及びこの法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律の一部改正)

第二条 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律(平成十一年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(社会保障に關する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に關する法律の一部改正)

第十八条 社会保障に關する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王

国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に關する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第二百二十五条第一項」を「第二百二十五条」に改める。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第三条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一

社会保険に關する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に關する法律案 教育公務員特例法等の一部を改正する法律案

年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第七百六十七條の次に次の一条を加える。

(社会保障に關する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に關する法律の一部改正)

第七百六十七條の二 社会保障に關する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に關する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第九條(見出しを含む。)中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第十四條(見出しを含む。)中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第十九條中「総理府令・文部省令・自治省令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林水産省令又は自治省令」を「内閣府令・総務省令・文部科学省令、総務省令、財務省令、文部科学省令、厚生労働省令又は農林水産省令」に改める。

審査報告書
教育公務員特例法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十二年四月二十日
文教・科学委員長 佐藤 泰三
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、教員の専修免許状の取得を促進し、その資質の向上を図るため、国公立の小学校等の教員が職務に従事せずに国内外の大学院の課程等に長期にわたり在学し、その課程を履修することができるとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法律案のため、別に費用を要しない。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十二年四月四日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案
教育公務員特例法等の一部を改正する法律案
(教育公務員特例法の一部改正)

第一条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雑則(第二十一条 第二十二條の二)」を「第四章 大学院修学休業(第二十二條の二)」に改める。

第二十条の二第三項中「次条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。
第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 大学院修学休業

(大学院修学休業の許可及びその要件等)

第二十条の三 小学校等の教諭、養護教諭又は講師で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年単位として定める期間、大学(短期大学を除く。)の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程(次項及び第二十条の五第二項において「大学院の課程等」という。)に在学してその課程を履修するための休業(以下「大学院修学休業」という。)をすることができ

一 教諭又は講師にあつては教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)に規定する教諭の専修免許状、養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状の取得を目的としていこと。

二 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状(教育職員免許法に規定する教諭の一種免許状若しくは特別免許状又は養護教諭の一種免許状であつて、同法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第七の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされるもの)をいう。次号において同じ。)を有していること。

三 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状について、教育職員免許法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第七に定める最低在職年数を満たしていること。

四 条件付採用期間中の者、臨時的に任用された者、初任者研修を受けている者その他政令で定める者でないこと。

2 大学院修学休業の許可を受けようとする教諭、養護教諭又は講師は、取得しようとする専修免許状の種類、在学しようとする大学院の課程等及び大学院修学休業をしようとする期間を明らかにして、任命権者に対し、その許可を申請するものとする。

(大学院修学休業の効果)

第二十条の四 大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又は講師は、国家公務員又は地方公務員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 大学院修学休業をしている期間については、給与を支給しない。

(大学院修学休業の許可の失効等)

第二十条の五 大学院修学休業の許可は、当該大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又は講師が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

2 任命権者は、大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又は講師が当該大学院修学休業の許可に係る大学院の課程等を退学したことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、当該大学院修学休業の許可を取り消すものとする。

(退職手当に関する大学院修学休業の期間の取扱い)

第二十条の六 国家公務員退職手当法(昭和二十八法律第八十二号)第七條第四項の規定の適用については、大学院修学休業をした

期間は、同項に規定する現実に職務を執ることを要しない期間に該当するものとする。

第二十一条の二第一項中(昭和二十八年法律第八十二号)を削る。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第二条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 教育公務員特例法第二十条の三第一項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしている者

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第三条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 教育公務員特例法第二十条の三第一項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしている者

附 則
(施行期日)

1 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(大学院修学休業の許可の申請等)

2 第一条の規定による改正後の教育公務員特例法第二十条の三第一項の規定による大学院修学

休業の許可に係る同条第二項の規定による申請並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十六条又は第三十九条の規定による意見の申出及び同法第三十八条第一項の規定による内申は、この法律の施行の日においても行うことができる。

審査報告書

漁港法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十二年四月二十日

農林水産委員長 若林 正俊

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方分権を推進し、地方公共団体による主体的かつ効率的な漁港の整備及び維持管理を可能とするため、漁港の指定権限の一部を農林水産大臣から市町村長及び都道府県知事へ委譲する等の措置を講ずるほか、全国的に増加している漁港における船舶等の無秩序な放置に対処するため、漁港の区域内における船舶等の放置等を規制するとともに、放置された船舶等の所有者等を確認できない場合であつても、当該船舶等の処分を行うことができる制度を設けようとするものであり、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

漁港法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成十二年三月三日

内閣総理大臣 小淵 恵三

漁港法の一部を改正する法律案

漁港法の一部を改正する法律

漁港法(昭和二十五年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」を「第五条」に改め、「第五条」を削り、「第三十九条の三」を「第三十九条の五」に、「第四十四条」を「第四十四条の二」に改める。

第二条中「第五条第一項」を「第六条第一項」から「第四項まで」に改める。

第六条を削る。

第五条の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

第一種漁港であつてその区域が一の市町村の区域に限られるものは、市町村長が、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定め指定する。

第五条第五項中「第一項の下に」から第四項までを加え、「及び第二項」を並びに第五項及び第六項に、「取消」を「取消し」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「農林水産大臣」を「市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣」に、「第一項の指定又は第二項」を「第一項から第四項までの指定又は第五項若しくは第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項中「第一項の指定又は前項」を「第三項若しくは第四項の指定若しくは第六項」に、「又は変更しよう」を「若しくは

- これを變更しようとするとき、又は市町村長若しくは都道府県知事が第一項若しくは第二項の指定若しくは第五項の變更をしようとする場合において、第七項の認可をしように改め、同項を同条第九項とし、同条第二項中「前項を」第三項又は第四項に、「徴して」を「聴いて」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。
- 7 市町村長又は都道府県知事は、第一項若しくは第二項の指定又は第五項の變更をしようとする場合において、漁港の区域を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該漁港の区域について、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けなければならない。
- 8 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の議を経なければならない。この場合においては、第六項後段の規定を準用する。
- 第五條第一項の次に次の四項を加える。
- 2 第一種漁港であつてその区域が二以上の市町村の区域にわたるもの及び第二種漁港は、都道府県知事が、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。
- 3 その区域が二以上の都道府県の区域にわたる第一種漁港及び第二種漁港は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣が、沿岸漁業等振興審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。
- 4 第三種漁港及び第四種漁港は、農林水産大臣が、沿岸漁業等振興審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。
- 5 市町村長又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により指定した漁港について、事情の變更その他特別の事由があると認める場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて、当該指定の内容を變更し、又は当該指定を取り消すことができる。
- 第二章第五條を第六條とする。
- 第一章第四條の次に次の一條を加える。
- (漁港の種類)
- 第五條 漁港の種類は、次のとおりとする。
- 第一種漁港 その利用範囲が地元の漁業を主とするもの
- 第二種漁港 その利用範囲が第一種漁港よりも広く、第三種漁港に属しないもの
- 第三種漁港 その利用範囲が全国的なもの
- 第四種漁港 離島その他他地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの
- 第十七條第一項中「採択して」を「採択し、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて」に改める。
- 第二十七條の見出しを「(漁港管理会)」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。
- 4 漁港管理会の組織及び運営に關し必要な事項は、漁港管理規程で定める。
- 第二十八條から第三十三條までを次のように改める。
- 第二十八條から第三十三條まで 削除
- 第三十七條第一項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「場合には」を「場合は」に改め、同条第二項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改める。
- 第三十九條第一項及び第二項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改め、同条第三項中「農林水産大臣」を「附する」を「付する」に改め、同条第四項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。
- 5 何人も、漁港の区域(第二号及び第三号にあつては、漁港施設の利用、配置その他の状況により、漁港の保全上特に必要があると認めて漁港管理者が指定した区域に限る。)内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損すること。
- 二 船舶、自動車その他の物件で漁港管理者が指定したものを捨て、又は放置すること。
- 三 その他漁港の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。
- 6 漁港管理者は、前項各号列記以外の部分の規定又は同項第二号の規定による指定をするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。
- 第三十九條第八項及び第九項を削り、同条第七項本文を次のように改める。
- 都道府県知事(港灣法第五十八條第二項の規定に基づき公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の規定による都道府県知事の職権を行う漁港管理者を含む。)は、漁港の区域内における公有水面の埋立てについて、同法第二條第一項の規定による免許をしようとするときは、漁港管理者の同意を得なければならない。
- 第三十九條第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。
- 7 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によつてその効力を生ずる。
- 第三十九條の三第四項を削り、第五章中同条を第三十九條の五とする。
- 第三十九條の二中「第五條第一項」を「第六條第一項から第四項まで」に、「前條第一項」を「第三十九條第一項」に、「行なつて」を「行つて」に、「第五條第二項」を「第六條第五項又は第六項」に改め、同条を第三十九條の四とし、第三十九條の次に次の二條を加える。
- (監督処分)
- 第三十九條の二 漁港管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその條件を變更し、又はその行為の中止、工作物若しくは船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却若しくは原状回復を命ずることができる。
- 一 前條第一項又は第五項の規定に違反した者
- 二 前條第一項の規定による許可に付した條件に違反した者
- 三 偽りその他不正な手段により前條第一項の規定による許可を受けた者
- 2 漁港管理者は、漁港の区域内の土地、竹木又は工作物等の所有者又は占有者に対し、土地の欠損、土砂又は汚水の流出その他土地、竹木又は工作物等が漁港に及ぼすおそれのある危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置をとることを命ずることができる。

3 第一項の規定による改築、移転、除却若しくは原状回復又は前項の規定による措置に要する費用は、当該命令を受けた者の負担とする。

4 第一項又は第二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を通知することができないときは、漁港管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、当該措置を行わなければならない旨及びその期限までに当該措置を行わなければ、漁港管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

5 漁港管理者は、前項の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。

6 漁港管理者は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

7 漁港管理者は、第五項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところによ

り、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

8 漁港管理者は、前項の規定による工作物等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。

9 第七項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

10 第四項から第七項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第四項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

11 第六項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第五項の規定により保管した工作物等（第七項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有者等は、当該工作物等を保管する漁港管理者に帰属する。

（負担金の通知及び納入手続等）
第三十九条の三 前条第十項の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十条を次のように改める。
（漁港施設とみなされる施設）

第四十条 第三条に掲げる施設であつて、第六条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、市町村長又は都道府県知事が、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて指定したもの、これを漁港施設とみなす。この場合に

において、農林水産大臣は、認可をしようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の議を経なければならない。

2 第三条に掲げる施設であつて、第六条第三項又は第四項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、農林水産大臣が沿岸漁業等振興審議会の議を経て指定したものは、これを漁港施設とみなす。

3 市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣は、前二項の規定により施設の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該施設の所有者又は占有者に通知しなければならない。

第四十一条の見出しを（調査、測量及び検査）に改め、同条第一項中「農林水産大臣」を「市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣」に、「第五條」を「第六條」に改め、同条第五項中「農林水産大臣」を「市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣」に改める。

第四十二条第一項中「認可をしよう」とを「認可をし、又は第三十九条第一項の許可をしよう」とに改め、同条第二項を削る。

第六章中第四十四条の次に次の一條を加える。
（経過措置）

第四十四条の二 この法律の規定に基づき政令又は農林水産省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は農林水産省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）を定めることができる。

第四十五条中「一」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条に次の一號を加

える。

四 第三十九条第五項の規定に違反して基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損した者（第四十六条中「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改め、第四號を第五號とし、第三號の次に次の一號を加える。）

四 第三十九条第五項の規定に違反して同項第二號又は第三號に該當する行為をした者

第四十七條を次のように改める。
第四十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第十七條の改正規定並びに附則第三條及び第十七條の規定は、公布の日から施行する。

（漁港の指定に關する経過措置）
第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の漁港法（以下「旧法」という。）第五條第一項の規定により指定されている第一種漁港（その区域が一の市町村の区域に限られるものに限る。）は、この法律による改正後の漁港法（以下「新法」という。）第六條第一項の規定により指定された第一種漁港とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第五條第一項の規定により指定されている第一種漁港（その区域が一の市町村の区域に限られるもの及びその区域が二以上の都道府県の区域にわたるものを

平成十二年四月二十一日 参議院會議録第十九号 漁港法の一部を改正する法律案

除く。又は同項の規定により指定されている第二種漁港（その区域が二以上の都道府県の区域にわたるものを除く。）は、それぞれ新法第六条第二項の規定により指定された第一種漁港又は第二種漁港とみなす。

（漁港の整備計画に関する経過措置）

第三条 第十七条の改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正前の漁港法第十七条の規定により定められている漁港の整備計画は、当該改正規定による改正後の漁港法第十七条の規定により定められた漁港の整備計画とみなす。

（漁港施設の処分の制限に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前に旧法第三十七条第一項の規定によりされた許可又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている許可の申請は、それぞれ新法第三十七条第一項の規定によりされた許可又は許可の申請とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第三十七条第二項の規定によりされた命令は、新法第三十七条第二項の規定によりされた命令とみなす。

（監督処分等に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前に旧法第三十九条第一項の規定によりされた許可又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている許可の申請は、それぞれ新法第三十九条第一項の規定によりされた許可又は許可の申請とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第三十九条第四項の規定により国の機関又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。）が農林水産大臣にした協議に基づく行為は、新法第三十九条第四項の規定により国の機関又は地方公

共団体が漁港管理者にした協議に基づく行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法第三十九条第五項又は第六項の規定によりされた許可の効力の停止、行為の中止の命令その他の処分は、新法第三十九条の二第一項の規定によりされた許可の効力の停止、行為の中止の命令その他の処分とみなす。

4 この法律の施行前に旧法第三十九条第七項の規定によりされた認可又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている認可の申請は、それぞれ新法第三十九条第八項の規定によりされた同意又は同意の申請とみなす。

5 この法律の施行前に旧法第三十九条第八項の規定によりされた命令は、新法第三十九条の二第二項の規定によりされた命令とみなす。

（漁港施設とみなされる施設に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に旧法第四十条の規定により第一種漁港（その区域が一の市町村の区域に限られるものに限る。）に係る漁港施設とみなされている施設は、新法第四十条第一項の規定により市町村長が指定した施設とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第四十条の規定により第一種漁港（その区域が一の市町村の区域に限られるもの及びその区域が二以上の都道府県の区域にわたるものを除く。）又は第二種漁港（その区域が二以上の都道府県の区域にわたるものを除く。）に係る漁港施設とみなされている施設は、新法第四十条第一項の規定により都道府県知事が指定した施設とみなす。

（国土交通大臣に対する協議に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前に農林水産大臣がした旧法第四十二条第二項の規定に基づく国土交通大臣に対する協議は、漁港管理者がした新法第四十二条の規定に基づく国土交通大臣に対する協議とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第九条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第四号中「又は第三十九条の三」を「、第三十九条の二第十項又は第三十九条の五」に改め、「対価の下に、負担金を加える。」

（水産業協同組合法の一部改正）

第十条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条 第九項第三号中「第五条第一項の規定により」を「第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は」に改める。

（道路法の一部改正）

第十一条 道路法（昭和二十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第一号中「第六條を」第五條に改める。

（海岸法の一部改正）

第十二条 海岸法（昭和三十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「第五條第一項の規定により」を「第六條第一項から第四項までの規定により」

市町村長、都道府県知事又は「農林水産大臣にを」漁港管理者に」に改める。

（海岸法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の海岸法第四條第一項の規定による農林水産大臣との協議をした都道府県知事は、前条の規定による改正後の海岸法第四條第一項の規定による漁港管理者との協議をしたものとみなす。

（河川法の一部改正）

第十四条 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第五項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改める。

（河川法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の河川法第六條第五項の規定による農林水産大臣との協議をした河川管理者は、前条の規定による改正後の河川法第六條第五項の規定による漁港管理者との協議をしたものとみなす。

（海上交通安全法の一部改正）

第十六条 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項第三号中「第五條第一項の規定により」を「第六條第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は」に改める。

（中央省庁等改革関係法施行法の一部改正）

第十七条 中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第七百九十一条のうち漁港法第十七条第一項の改正規定中「採択して」を「採択し」に、「経て」を「経」に改める。

審査報告書

河川法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十二年四月二十日

国土・環境委員長 石渡 清元

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域の実情に応じた河川の管理を推進するため、指定都市の長が指定区間内の一級河川及び二級河川のうち一定の区間の管理を行うことができることとするともに、市町村長が指定区間外の一級河川について河川工事又は河川の維持を行うことができることとする等所要の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行に要する経費は、平成十二年度治水特別会計予算に計上されている河川事業費六千二百六十億九千四百万円の中に含まれている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、政令指定都市への河川管理権限の委譲に当たっては、国は関係都道府県及び関係政令指定都市と十分連携をとるとともに、政令指定都市の財政負担の緩和に努めること。

二、政令指定都市への河川管理権限の委譲により、関係政令指定都市がその発意に基づき、速やかに浸水対策を推進できるよう努めること。

三、市町村工事制度の運用に当たっては、水系全体における一貫性のある河川事業が行われるよう、河川管理者及び市町村長は十分協議するとともに、地域の創意工夫が十分反映されるよう努めること。

四、都市河川が都市における貴重な水辺空間であることにかんがみ、その整備に当たっては、生態系に配慮するとともに、利用者である市民に親しみやすい河川環境が創出されるよう努めること。

五、河川整備を行うに当たっては、本年一月の河川審議会答申「川における伝統技術の活用はいかにあるべきか」を踏まえ、伝統技術の知恵を現代に合わせて活用し、環境や歴史的風土との調和に努めること。

河川法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十二年三月二十三日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

河川法の一部を改正する法律案

河川法の一部を改正する法律

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第十条を」第十条第一項若しくは第二項に改める。

第九条に次の三項を加える。

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第

二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指

定都市」という。)の区域内に存する指定区間内

の一級河川のうち建設大臣が指定する区間につ

いては、第二項の規定により都道府県知事が行

うものとされた管理は、同項の規定にかかわら

ず、政令で定めるところにより、当該一級河川

の部分の存する指定都市の長が行うこととする

ことができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定によ

る区間の指定について準用する。この場合にお

いて、第三項中「関係都道府県知事」とあるの

は、「関係都道府県知事及び当該区間の存する

指定都市の長」と読み替えるものとする。

7 第五項の場合におけるこの法律の規定の適用

についての必要な技術的統替えは、政令で定め

る。

第十条に次の三項を加える。

2 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部

分であつて、当該部分の存する都道府県を統括

する都道府県知事が当該指定都市の長が管理す

ることが適当であると認めて指定する区間の管

理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市

の長が行う。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定

に基づく都道府県知事による区間の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「関係都道府県知事の意見をきかなければ」とあるのは、「当該区間の存する指定都市の長の同意を得なければ」と読み替えるものとする。

4 第二項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的統替えは、政令で定める。

第十六条の三第一項中「指定区間内の一級河川及び二級河川について、第九条及び第十条を」第九條第五項及び第十條第二項の規定による場合のほか、第九條第一項及び第二項並びに第十條第一項に改める。

第三十二條第四項中「建設大臣の下に」又は指定都市の長を加え、「すみやかに」を「速やかに」に、「統轄」を「統括」に改める。

第三十六條第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 指定都市の長は、水利使用に關し、第九條第五項の規定により行ふものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 指定都市の長は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに関し、第二十三條又は第二十六條第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

第百條の三第一項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削り、同項第一号中「第十條」を「第十條第一項及び第二項、同條第三項において読み替えて準用する第九條第三項(都道府県知事が行う事

務に係る部分に限る。及び第四項に改め、「第三十一條第二項」の下に、「第三十二條第四項を、第三十六條第二項の下に及び第四項を、都道府県」の下に又は指定都市を加え、同項第二号中「指定区間内の一級河川及び二級河川に關して」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十二條第四項及び第三十六條第三項の規定により、指定区間内の一級河川に關して指定都市が処理することとされている事務
第百條の三第二項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

第百九條第一項中「都道府県」の下に「若しくは指定都市」を加え、同條第二項中「都道府県」を削る。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

第二條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の項第一号イ中「第十條を、第十條第一項及び第二項、同條第三項において読み替えて準用する第九條第三項(都道府県知事が行う事務に係る部分に限る。及び第四項に改め、「第三十一條第二項」の下に、「第三十二條第四項」を、「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同号口中「指定区間内の一級河川及び二級河川

に關して」を削り、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第三十二條第四項及び第三十六條第三項の規定により、指定区間内の一級河川に關して指定都市が処理することとされている事務

別表第一河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の項第二号中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

(電気事業法の一部改正)

第三條 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第百三條第一項中「都道府県知事」の下に「又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市以下「指定都市」という」の長を加え、同條第三項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長を加える。

(砂利採取法の一部改正)

第四條 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十六條中「第九條第二項」の下に「若しくは第五項」を加える。

第二十八條第二項中「第三十六條第三項」を「第三十六條第五項」に改め、「都道府県知事」の下に「及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という)の長を加える。
第三十五條中「都道府県知事」の下に「及び指定都市の長」を加える。

審査報告書

民事法律扶助法案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十二年四月二十日

法務委員長 風間 純

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、民事法律扶助事業が司法制度の充実に寄与する公共性の高いものであることにかんがみ、国民がより利用しやすい司法制度の実現に資することを目的として、民事法律扶助事業の整備及び発展を図るために必要な制度を創設するための措置を講じようとするものであり、妥當な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴う経費として、平成十二年度一般会計予算に二十一億八千四百八千円が計上されている。

附帯決議

政府及び関係者は、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

一 民事法律扶助制度が憲法第三十二條の裁判を受ける権利を実質的に保障する制度であることにかんがみ、財政措置を含む民事法律扶助制度の拡充に努めること。

二 扶助を必要とする者にできる限り民事法律扶助制度が利用されるよう、その趣旨及び内容に

ついて、周知徹底を図ること。

三 民事法律扶助事業の運営については、生活保護受給者及びこれに準ずる者に対する償還免除の取扱いに十分配慮するとともに、無料法律相談の実施等司法へのアクセスを容易にする体制を整備することに努め、同事業の統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な運営が行われるよう努めること。

四 指定法人が民事法律扶助事業以外の自主的な法律扶助事業を行う場合には、その自主事業に配慮すること。

五 法律相談については、国民等の利便性を確保する観点から、法律実務家を広く活用するための環境整備を図ること。

六 国民に迅速かつ適正に法的サービスが提供されるよう、民事法律扶助事業の対象者・対象層の拡大、法人に対する法的支援制度、少年事件、被疑者段階における刑事弁護をも視野に入れた刑事に關する総合的な公的弁護制度の導入などについて、司法制度改革審議会の審議結果等を踏まえ、鋭意検討すること。

民事法律扶助法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十二年三月三十一日
参議院議長 斎藤 十朗殿
衆議院議長 伊藤宗一郎

民事法律扶助法案

民事法律扶助法

(目的)

第一条 この法律は、民事法律扶助事業が司法制度の充実に寄与する公共性の高いものであることにかんがみ、その整備及び発展を図るために必要な事項を定め、もつて国民がより利用しやすい司法制度の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「民事法律扶助事業」とは、裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続(以下「民事裁判等手続」という。)において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者(以下「国民等」という。)又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等を援助する次に掲げる業務を行うものをいう。

一 民事裁判等手続の準備及び追行(民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。)のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

二 依頼又は囑託を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができ、若しくは民事裁判等手続に必要な書類の作成を依頼し又は囑託して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

三 法律相談を取り扱うことを業とすることができ、若しくは法律相談(刑事に関するものを除く。)を実施すること。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。
(国の責務等)

第三条 国は、民事法律扶助事業の適正な運営を確保し、その健全な発展を図るため、民事法律扶助事業の統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その周知のために必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その地域において行われる民事法律扶助事業に対して必要な協力をすることができ、

(日本弁護士連合会等の責務)

第四条 日本弁護士連合会及び弁護士会は、民事法律扶助事業の実施に関し、会員である弁護士による協力体制の充実を図る等民事法律扶助事業の適正な運営の確保及び健全な発展のために必要な支援をするよう努めるものとする。

2 弁護士は、その職責にかんがみ、民事法律扶助事業の実施のために必要な協力をするよう努めるものとする。

(指定等)

第五条 法務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、全国に一を限って、民事法律扶助事業を行う者として指定することができる。

一 民事法律扶助事業を適正かつ確実に遂行するに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有する者であること。

二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の規定により設立された法人であつて、その役員及び職員構成が民事法律扶助事業

の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 民事法律扶助事業以外の事業を行っているときは、その事業を行うことによつて民事法律扶助事業の遂行が不公正になるおそれがない者であること。

四 第十六条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

五 役員のうち次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ この法律の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

2 法務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

4 法務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定法人の義務)

第六条 指定法人は、民事法律扶助事業の統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行の実現に努めるとともに、第二条に規定する国民等が法律相談を簡易に受けられるようにする等民

事法律扶助事業が国民等に利用しやすいものとなるよう配慮しなければならない。

(業務規程)

第七条 指定法人は、民事法律扶助事業の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、民事法律扶助事業の実施に係る援助の申込み及びその審査の方法に関する事項、第二条に規定する立替えに係る報酬及び実費の基準並びにそれらの償還に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。この場合において、当該報酬は、民事法律扶助事業が同条に規定する国民等を広く援助するものであることを考慮した相当な額でなければならない。

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事法律扶助事業の適正かつ確実な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第八条 指定法人は、毎事業年度、法務省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、法務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、法務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の休廃止)

第九条 指定法人は、法務大臣の許可を受けなければ、民事法律扶助事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(区分経理)

第十条 指定法人は、民事法律扶助事業以外の事業を行っているときは、当該事業に係る経理と民事法律扶助事業に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(補助金)

第十一条 国は、予算の範囲内において、指定法人に対し、民事法律扶助事業に要する費用の一部を補助することができる。

(役員を選任及び解任)

第十二条 指定法人の役員を選任及び解任は、法務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 法務大臣は、指定法人の役員が、この法律の規定(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第七条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は民事法律扶助事業に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務)

第十三条 指定法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、指定法人の行う民事法律扶助事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告及び検査)

第十四条 法務大臣は、民事法律扶助事業の適正

な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、民事法律扶助事業に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定法人の事務所に立ち入り、事業若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令)

第十五条 法務大臣は、民事法律扶助事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、民事法律扶助事業に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十六条 法務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の規定による指定(以下「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて民事法律扶助事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 民事法律扶助事業を適正かつ確実に遂行することができないと認められるとき。
二 指定に関し不正の行為があったとき。
三 この法律の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。
四 第七条第一項の規定により認可を受けた業

務規程によらないで民事法律扶助事業を行ったとき。

2 法務大臣は、前項の規定による処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(法務省令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、指定法人が民事法律扶助事業を行う場合における指定法人の財務及び会計に関する事項その他この法律の実施について必要な事項は、法務省令で定める。

(罰則)

第十八条 第十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の許可を受けずに民事法律扶助事業の全部を廃止したとき。

二 第十四条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第二十条 指定法人の役員又は職員が指定法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、指定法人に対しても、同条の刑を科する。

附 則

この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

投票者氏名

日程第一 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

二二八名

阿南 一成君	阿部 正俊君
有馬 朗人君	井上 吉夫君
井上 裕君	石渡 清元君
泉 信也君	市川 一朗君
入澤 肇君	岩井 國臣君
岩城 光英君	岩崎 純三君
岩瀬 良三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	扇 千景君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君
亀井 郁夫君	亀谷 博昭君
河本 英典君	木村 仁君
北岡 秀二君	久世 公堯君
久野 恒一君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小山 孝雄君
鴻池 洋肇君	佐々木知子君
佐藤 昭昭君	佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君	塩崎 恭久君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 政二君

鈴木 正孝君	世耕 弘成君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
月原 茂皓君	常田 享詳君
鶴保 康介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 眞人君
中原 爽君	仲道 俊哉君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 越君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	平田 耕一君
保坂 三蔵君	星野 朋市君
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君
松田 岩夫君	松村 龍二君
三浦 一水君	水島 裕君
溝手 顯正君	村上 正邦君
森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 力君
山下 善彦君	山本 一太君
依田 智治君	吉川 芳男君
吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	足立 良平君
浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今井 澄君
今泉 昭君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君

勝木 健司君	川橋 幸子君
木俣 佳文君	北澤 俊美君
久保 巨君	郡司 彰君
小林 元君	小宮山洋子君
小山 峰男君	奥石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君
齋藤 勁君	櫻井 充君
笹野 貞子君	菅川 健二君
高嶋 良充君	竹村 泰子君
谷林 正昭君	千葉 景子君
角田 義一君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
羽田雄一郎君	長谷川 清君
平田 健二君	広中和歌子君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
堀 利和君	本田 良一君
前川 忠夫君	松崎 俊久君
円より子君	峰崎 直樹君
本岡 昭次君	篠瀬 進君
柳田 稔君	山下八洲夫君
吉田 之久君	和田 洋子君
薬科 満治君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
加藤 修一君	風間 昶君
木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博師君
但馬 久美君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
日笠 勝之君	弘友 和夫君
福本 潤一君	益田 洋介君
松 あきら君	森本 晃司君
山下 栄一君	山本 保君

阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	岩佐 恵美君
緒方 靖夫君	大沢 辰美君
筈井 亮君	小池 晃君
小泉 親司君	立木 洋君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
宮本 岳志君	山下 芳生君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
大淵 絹子君	大脇 雅子君
梶原 敬義君	日下部禮代子君
清水 澄子君	谷本 巍君
照屋 寛徳君	福島 瑞穂君
淵上 貞雄君	三重野栄子君
山本 正和君	奥村 展三君
椎名 素夫君	田村 秀昭君
高橋 令則君	戸田 邦司君
堂本 曉子君	平野 貞夫君
松岡満壽男君	水野 誠一君
渡辺 秀央君	石井 一二君
佐藤 道夫君	島袋 宗康君
西川きよし君	魚住 汎英君
菅野 久光君	中村 敦夫君

反対者氏名

日程第一 教育公務員特例法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

阿南 一成君

有馬 朗人君

井上 吉夫君

二二八名

○名

井上 裕君	石渡 清元君
泉 信也君	市川 一朗君
入澤 肇君	岩井 國臣君
岩城 光英君	岩崎 純三君
岩瀬 良三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	扇 千景君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
釜本 邦彦君	鎌田 要人君
亀井 郁夫君	龜谷 博昭君
河本 英典君	木村 仁君
北岡 秀二君	久世 公晃君
久野 恒一君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小山 孝雄君
鴻池 祥章君	佐々木知子君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君	塩崎 恭久君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 政二君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
月原 茂皓君	常田 享詳君
鶴保 康介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 眞人君
中原 爽君	仲道 俊哉君

長峯 基君	成瀬 守重君	高嶋 良充君	竹村 泰子君	宮本 岳志君	山下 芳生君	太田 豊秋君	扇 千景君
西田 吉宏君	野沢 太三君	谷林 正昭君	千葉 景子君	吉岡 吉典君	吉川 春子君	岡野 裕君	加藤 紀文君
野間 起君	南野知恵子君	角田 義一君	寺崎 昭久君	大淵 絹子君	大脇 雅子君	加納 時男君	狩野 安君
長谷川道郎君	橋本 聖子君	内藤 正光君	直嶋 正行君	堀原 敬義君	日下部禮代子君	鹿熊 安正君	景山俊太郎君
馳 浩君	畑 恵君	羽田雄一郎君	長谷川 清君	清水 澄子君	谷本 鶴君	片山虎之助君	金田 勝年君
服部三男雄君	林 芳正君	平田 健二君	広中和歌子君	照屋 寛徳君	福島 瑞穂君	釜本 邦茂君	鎌田 要人君
日出 英輔君	平田 耕一君	福山 哲郎君	藤井 俊男君	洲上 貞雄君	三重野栄子君	龜井 郁夫君	龜谷 博昭君
保坂 三蔵君	星野 朋市君	堀 利和君	本田 良一君	山本 正和君	奥村 展三君	河本 英典君	木村 仁君
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君	前川 忠夫君	松崎 俊久君	椎名 素夫君	田村 秀昭君	北岡 秀二君	久世 公堯君
松田 岩夫君	松村 龍二君	円 より子君	峰崎 直樹君	高橋 令則君	戸田 邦司君	久野 恒一君	倉田 寛之君
三浦 一水君	水島 裕君	本岡 昭次君	篠瀬 進君	堂本 暁子君	平野 貞夫君	倉田 寛之君	池田 祥彦君
溝手 顯正君	村上 正邦君	柳田 稔君	山下八洲夫君	松岡満壽男君	水野 誠一君	佐藤 昭郎君	佐々木知子君
森下 博之君	森田 次夫君	吉田 之久君	和田 洋子君	渡辺 秀央君	石井 一二君	佐藤 滋宣君	塩崎 恭久君
森山 裕君	矢野 哲朗君	薬科 満治君	魚住裕一郎君	佐藤 道夫君	島袋 宗康君	齊藤 孝雄君	須藤良太郎君
山内 俊夫君	山崎 力君	海野 義孝君	大森 礼子君	西川きよし君	魚住 汎英君	陣内 孝雄君	鈴木 政二君
山下 善彦君	山本 一太君	加藤 修一君	風間 昶君	曾野 久光君	中村 敦夫君	末広まきこ君	鈴木 弘成君
依田 智治君	吉川 芳男君	木庭健太郎君	沢 たまき君	高野 博師君	○名	鈴木 正孝君	田中 直紀君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	白浜 一良君	但馬 久美君	統 訓弘君	反対者氏名	田浦 直君	田中 直紀君
脇 雅史君	足立 良平君	鶴岡 洋君	日笠 勝之君	浜田卓二郎君	賛成者氏名	武見 敬三君	谷川 秀善君
浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	福本 潤一君	松 あきら君	弘友 和夫君	阿南 一成君	月原 茂昭君	常田 享祥君
石田 美栄君	今井 澄君	山下 栄一君	山下 栄一君	益田 洋介君	有馬 朗人君	鶴保 康介君	中川 義雄君
今泉 昭君	海野 徹君	小川 敏夫君	阿部 幸代君	森本 晃司君	井上 裕君	中島 啓雄君	中原 爽君
江田 五月君	江本 孟紀君	小川 敏夫君	池田 幹幸君	山本 保君	泉 信也君	中曾根弘文君	長峯 基君
小川 勝也君	川橋 幸子君	北澤 俊美君	緒方 靖夫君	井上 美代君	入澤 肇君	仲道 俊哉君	西田 吉宏君
木俣 佳丈君	郡司 彰君	小宮山洋子君	笠井 亮君	小池 晃君	岩城 光英君	成瀬 守重君	野間 起君
久保 巨君	小宮山洋子君	小泉 親司君	富樫 練三君	立木 洋君	岩瀬 良三君	野沢 太三君	長谷川道郎君
小山 峰男君	奥石 東君	富樫 練三君	八田ひろ子君	西山登紀子君	上杉 光弘君	橋本 聖子君	馳 浩君
佐藤 泰介君	櫻井 充君	菅川 健二君	林 紀子君	海老原義彦君	大島 慶久君	平田 耕一君	服部三男雄君
齋藤 勤君	菅川 健二君	林 紀子君	大野つや子君	大野つや子君	大野つや子君	保坂 三蔵君	日出 英輔君

日程第三 漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出)

反対者氏名

○名

賛成者氏名

二二九名

宮本 岳志君	山下 芳生君	太田 豊秋君	扇 千景君
吉岡 吉典君	吉川 春子君	岡野 裕君	加藤 紀文君
大淵 絹子君	大脇 雅子君	加納 時男君	狩野 安君
堀原 敬義君	日下部禮代子君	鹿熊 安正君	景山俊太郎君
清水 澄子君	谷本 鶴君	片山虎之助君	金田 勝年君
照屋 寛徳君	福島 瑞穂君	釜本 邦茂君	鎌田 要人君
洲上 貞雄君	三重野栄子君	龜井 郁夫君	龜谷 博昭君
山本 正和君	奥村 展三君	河本 英典君	木村 仁君
椎名 素夫君	田村 秀昭君	北岡 秀二君	久世 公堯君
高橋 令則君	戸田 邦司君	久野 恒一君	倉田 寛之君
堂本 暁子君	平野 貞夫君	倉田 寛之君	池田 祥彦君
松岡満壽男君	水野 誠一君	佐藤 昭郎君	佐々木知子君
渡辺 秀央君	石井 一二君	佐藤 滋宣君	塩崎 恭久君
佐藤 道夫君	島袋 宗康君	齊藤 孝雄君	須藤良太郎君
西川きよし君	魚住 汎英君	陣内 孝雄君	鈴木 政二君
曾野 久光君	中村 敦夫君	末広まきこ君	鈴木 弘成君
阿南 一成君	阿部 正俊君	田浦 直君	田中 直紀君
有馬 朗人君	井上 吉夫君	田村 公平君	田中 直紀君
井上 裕君	石渡 清元君	武見 敬三君	谷川 秀善君
泉 信也君	市川 一朗君	月原 茂昭君	常田 享祥君
入澤 肇君	岩井 國臣君	鶴保 康介君	中川 義雄君
岩城 光英君	岩崎 純三君	中島 啓雄君	中原 爽君
岩瀬 良三君	岩永 浩美君	中曾根弘文君	長峯 基君
上杉 光弘君	上野 公成君	仲道 俊哉君	西田 吉宏君
海老原義彦君	尾辻 秀久君	成瀬 守重君	野間 起君
大島 慶久君	大野つや子君	野沢 太三君	長谷川道郎君
		橋本 聖子君	馳 浩君
		南野知恵子君	服部三男雄君
		畑 恵君	日出 英輔君
		林 芳正君	保坂 三蔵君
		平田 耕一君	

星野 明市君	真鍋 賢二君
松谷蒼一郎君	松田 岩夫君
松村 龍二君	三浦 一水君
水島 裕君	溝手 顯正君
村上 正邦君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 力君	山下 善彦君
山本 一太君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 良平君	浅尾慶一郎君
伊藤 基隆君	石田 美栄君
今井 澄君	今泉 昭君
海野 徹君	江田 五月君
江本 孟紀君	小川 勝也君
小川 敏夫君	勝木 健司君
川橋 幸子君	木俣 佳丈君
北澤 俊美君	久保 亘君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	小山 峰男君
奥石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 雄平君	齋藤 勤君
櫻井 充君	笹野 貞子君
菅川 健二君	高嶋 良充君
竹村 泰子君	谷林 正昭君
千葉 景子君	角田 義一君
寺崎 昭久君	内藤 正光君
直嶋 正行君	羽田雄一郎君
長谷川 清君	平田 健二君
広中和歌子君	福山 哲郎君
藤井 俊男君	堀 利和君

本田 良一君	前川 忠夫君
松崎 俊久君	円 より子君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君
篠瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	吉田 之久君
和田 洋子君	薬科 満治君
和住 裕一郎君	海野 義孝君
大森 礼子君	加藤 修一君
風間 昶君	木庭健太郎君
沢 たまき君	白浜 一良君
高野 博師君	但馬 久美君
統 訓弘君	鶴岡 洋君
浜田卓二郎君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	福本 潤一君
益田 洋介君	松 あきら君
森本 晃司君	山下 栄一君
山本 保君	阿部 幸代君
井上 美代君	池田 幹幸君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
立木 洋君	富樫 練三君
西山登紀子君	橋本 敦君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	大淵 絹子君
大脇 雅子君	梶原 敬義君
日下部徳代子君	清水 澄子君
谷本 巍君	照屋 寛徳君
福島 瑞穂君	洲上 貞雄君
三重野栄子君	山本 正和君

日程第四 河川法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二九名

反対者氏名

〇名

奥村 展三君	椎名 素夫君
田村 秀昭君	高橋 令則君
戸田 邦司君	堂本 暁子君
平野 貞夫君	松岡満壽男君
水野 誠一君	渡辺 秀央君
石井 一二君	佐藤 道夫君
島袋 宗康君	西川きよし君
魚住 汎英君	菅野 久光君
中村 敦夫君	

河本 英典君	木村 仁君
北岡 秀二君	久世 公義君
久野 恒一君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小山 孝雄君
鴻池 祥肇君	佐々木知子君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君	塩崎 恭久君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 政二君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
月原 茂昭君	常田 享詳君
鶴保 庸介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 眞人君
中曾根弘文君	中原 爽君
仲道 俊哉君	長峯 基君
成瀬 守重君	西田 吉宏君
野沢 太三君	野間 越君
南野知恵子君	長谷川道郎君
橋本 聖子君	馳 浩君
畑 恵君	服部三男雄君
林 芳正君	日出 英輔君
平田 耕一君	保坂 三蔵君
星野 明市君	真鍋 賢二君
松谷蒼一郎君	松田 岩夫君
松村 龍二君	三浦 一水君
水島 裕君	溝手 顯正君
村上 正邦君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君

山崎 力君	山下 善彦君
山本 一太君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 良平君	浅尾慶一郎君
伊藤 基隆君	石田 美栄君
今井 澄君	今泉 昭君
海野 徹君	江田 五月君
江本 孟紀君	小川 勝也君
小川 敏夫君	勝木 健司君
川橋 幸子君	木俣 佳文君
北澤 俊美君	久保 亘君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	小山 峰男君
興石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 雄平君	齋藤 勁君
櫻井 充君	笹野 貞子君
菅川 健二君	高嶋 良充君
竹村 泰子君	谷林 正昭君
千葉 景子君	角田 義一君
寺崎 昭久君	内藤 正光君
直嶋 正行君	羽田雄一郎君
長谷川 清君	平田 健二君
広中和歌子君	福山 哲郎君
藤井 俊男君	堀 利和君
本田 良一君	前川 忠夫君
松崎 俊久君	円 より子君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君
篠瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	吉田 之久君
和田 洋子君	藁科 満治君
魚住裕一郎君	海野 義孝君

大森 礼子君	加藤 修一君
風間 純君	木庭健太郎君
沢 たまき君	白浜 一良君
高野 博師君	但馬 久美君
統 訓弘君	鶴岡 洋君
浜田卓二郎君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	福本 潤一君
益田 洋介君	松 あきら君
森本 晃司君	山下 栄一君
山本 保君	阿部 幸代君
井上 美代君	池田 幹幸君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
立木 洋君	富樫 練三君
西山登紀子君	橋本 敦君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	大淵 絹子君
大脇 雅子君	梶原 敬義君
日下部禮代子君	清水 澄子君
谷本 巍君	照屋 寛徳君
福島 瑞穂君	洲上 貞雄君
三重野栄子君	山本 正和君
奥村 展三君	椎名 素夫君
田村 秀昭君	高橋 令則君
戸田 邦司君	堂本 暁子君
平野 貞夫君	松岡満壽男君
水野 誠一君	渡辺 秀央君
石井 一二君	佐藤 道夫君
島袋 宗康君	西川きよし君

反対者氏名

魚住 汎英君 菅野 久光君

中村 敦夫君

〇名

日程第五 民事法律扶助法案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

阿南 一成君 阿部 正俊君

有馬 朗人君 井上 吉夫君

井上 裕君 石渡 清元君

泉 信也君 市川 一朗君

入澤 肇君 岩井 國臣君

岩城 光英君 岩崎 純三君

岩瀬 良三君 岩永 浩美君

上杉 光弘君 上野 公成君

海老原義彦君 尾辻 秀久君

大島 慶久君 大野つや子君

太田 豊秋君 扇 千景君

岡野 裕君 加藤 紀文君

加納 時男君 狩野 安君

鹿熊 安正君 景山俊太郎君

片山虎之助君 金田 勝年君

釜本 邦茂君 鎌田 要人君

亀井 郁夫君 龜谷 博昭君

河本 英典君 木村 仁君

北岡 秀二君 久世 公堯君

久野 恒一君 国井 正幸君

倉田 寛之君 小山 孝雄君

鴻池 祥肇君 佐々木知子君

佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君

齊藤 滋宣君 塩崎 恭久君

陣内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 政二君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	竹山 裕君
武見 敏三君	谷川 秀善君
月原 茂皓君	常田 享詳君
鶴保 庸介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 眞人君
中曾根弘文君	中原 爽君
仲道 俊哉君	長峯 基君
成瀬 守重君	西田 吉宏君
野沢 太三君	野間 起君
南野知恵子君	長谷川道郎君
橋本 聖子君	馳 浩君
畑 恵君	服部三男雄君
林 芳正君	日出 英輔君
平田 耕一君	保坂 三蔵君
星野 朋市君	真鍋 賢二君
松谷蒼一郎君	松田 岩夫君
松村 龍二君	三浦 一水君
水島 裕君	溝手 顕正君
村上 正邦君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 力君	山下 善彦君
山本 一太君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 良平君	浅尾慶一郎君
伊藤 基隆君	石田 美栄君
今井 澄君	今泉 昭君

平成十二年四月二十一日 参議院會議録第十九号 投票者氏名

海野 徹君	江田 五月君
江本 孟紀君	小川 勝也君
小川 敏夫君	勝木 健司君
川橋 幸子君	木俣 佳丈君
北澤 俊美君	久保 亘君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	小山 峰男君
興石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 雄平君	齋藤 勲君
櫻井 充君	笹野 貞子君
菅川 健二君	高嶋 良充君
竹村 泰子君	谷林 正昭君
千葉 景子君	角田 義一君
寺崎 昭久君	内藤 正光君
直嶋 正行君	羽田雄一郎君
長谷川 清君	平田 健二君
広中和歌子君	福山 哲郎君
藤井 俊男君	堀 利和君
本田 良一君	前川 忠夫君
松崎 俊久君	円 より子君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君
篠瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	吉田 之久君
和田 洋子君	藁科 満治君
魚住裕一郎君	海野 義孝君
大森 礼子君	加藤 修一君
風間 昶君	木庭健太郎君
沢 たまき君	白浜 一良君
高野 博師君	但馬 久美君
統 訓弘君	鶴岡 洋君
浜田卓二郎君	日笠 勝之君

反対者氏名

弘友 和夫君	福本 潤一君
益田 洋介君	松 あきら君
森本 晃司君	山下 栄一君
山本 保君	阿部 幸代君
井上 美代君	池田 幹幸君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
立木 洋君	富樫 練三君
西山登紀子君	橋本 敦君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 古典君
吉川 春子君	大淵 絹子君
大脇 雅子君	梶原 敬義君
日下部禮代子君	清水 澄子君
谷本 巍君	照屋 寛徳君
福島 瑞穂君	洲上 貞雄君
三重野栄子君	山本 正和君
奥村 展三君	椎名 素夫君
田村 秀昭君	高橋 令則君
戸田 邦司君	堂本 暁子君
平野 貞夫君	松岡満壽男君
水野 誠一君	渡辺 秀央君
石井 一二君	佐藤 道夫君
島袋 宗康君	西川きよし君
魚住 汎英君	曾野 久光君
中村 敦夫君	

○名

(参照)
四月二十日議長において、左のとおり議席を指定した。
一五九 魚住 汎英君

第十五号中正誤

ベシ 段 行 誤	正
三 一 二 三 社会保障制	社会保障制度
三 三 から 報道人	報道陣

平成十二年四月二十一日 参議院會議録第十九号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
二番四号
大蔵省印刷局
東京港区虎ノ門二丁目

電話
03
(3587)
4294

定 価
（本体） 本号一部
二一五円
二〇円